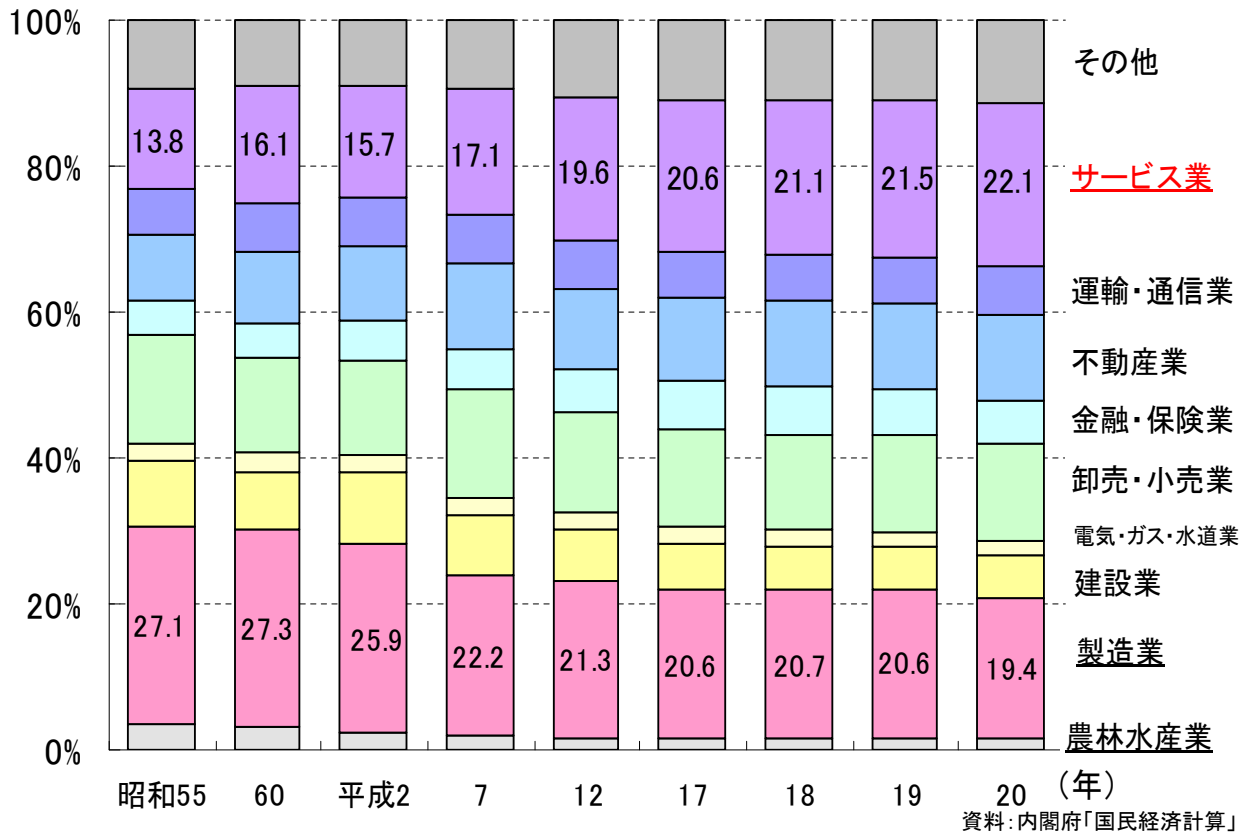


名目GDPに占める産業別割合の推移

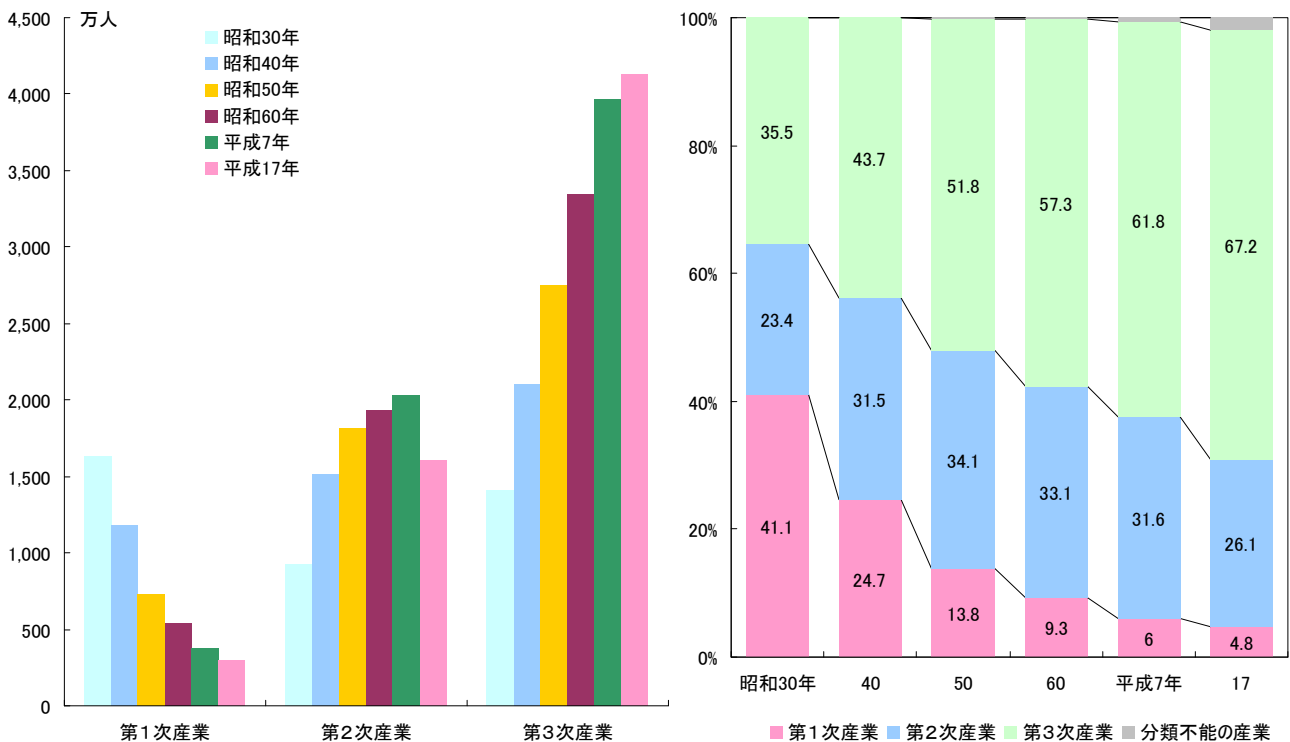
資料3(データ編)

経済のサービス化の進展など産業構造が変化



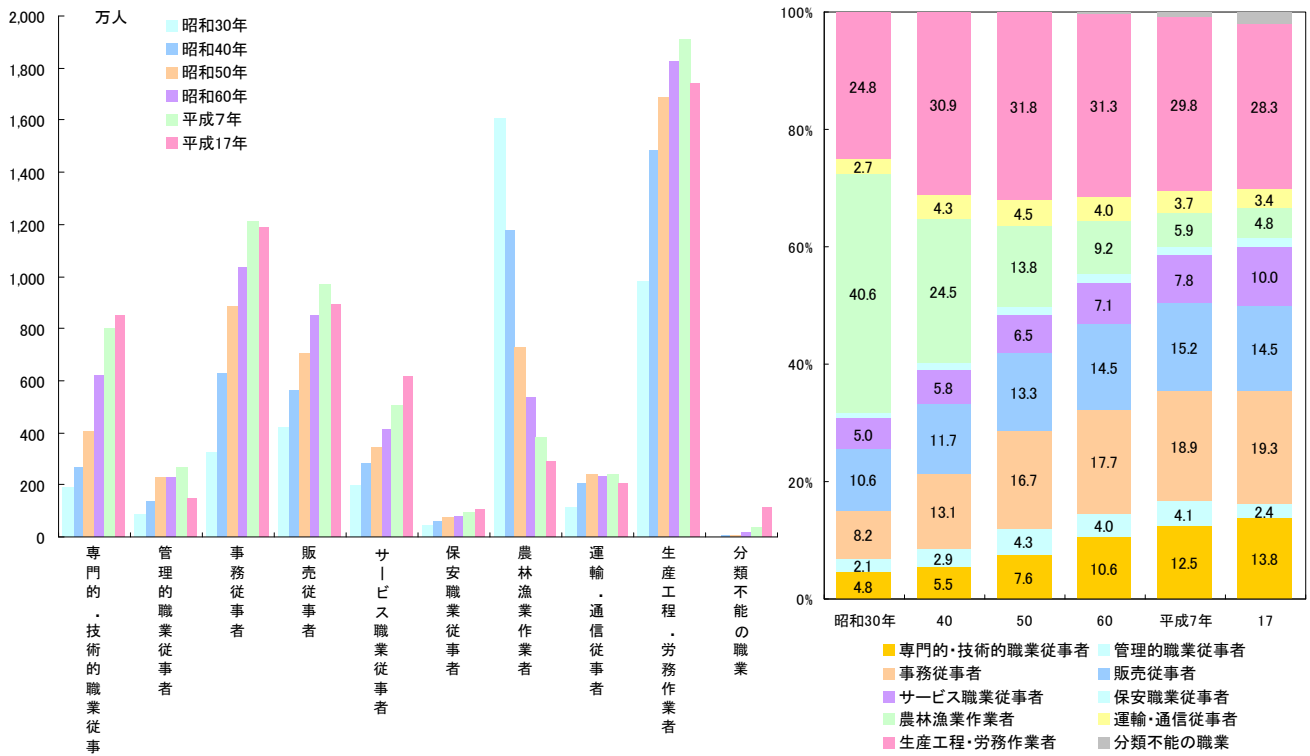
産業別就業者数及び構成割合の推移

第1次産業は大幅に減少。第2次産業は増加傾向から減少に転じている。
第3次産業は一貫して上昇傾向



職業別就業者数及び構成割合の推移

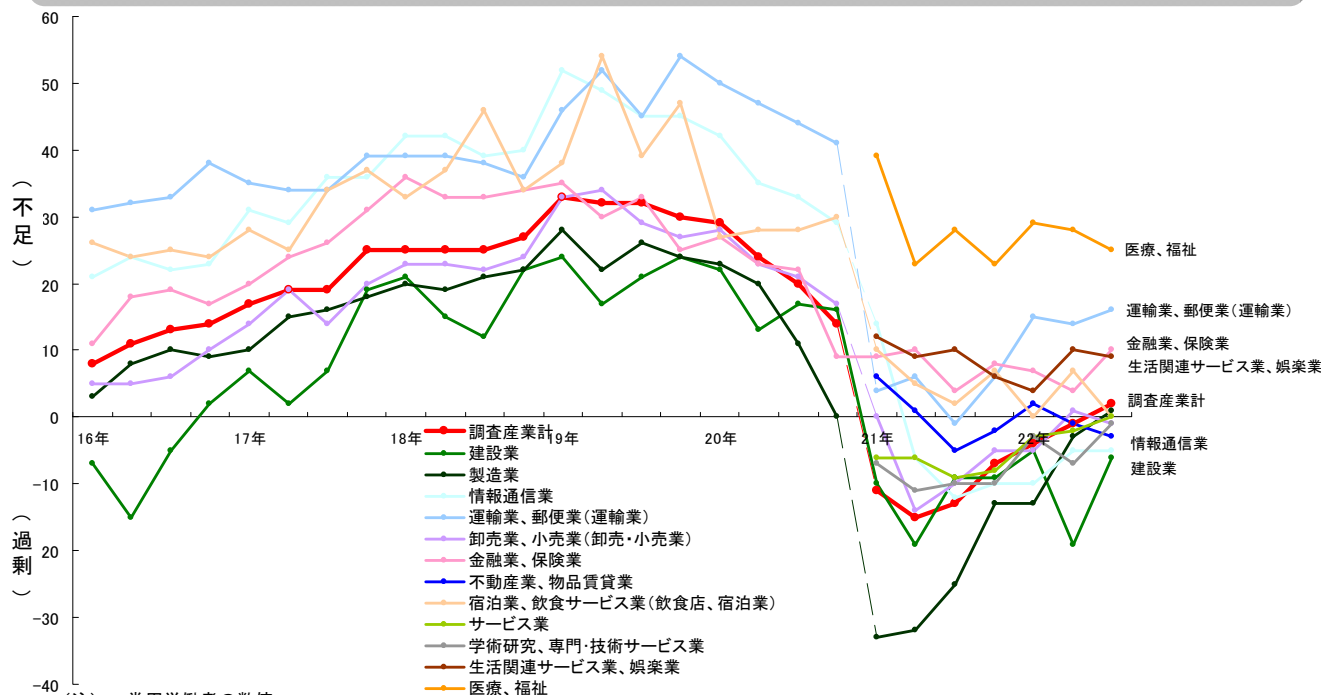
農林漁業作業者が大幅に減少。専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者が一貫して上昇傾向。生産工程・労務作業者はかつて大幅に上昇したが、近年は減少



資料 総務省統計局「国勢調査」

産業別労働者の過不足状況判断(D. I.)

平成22年8月現在では、医療・福祉、運輸業・郵便業、金融業・保険業などの業種で労働者が不足。情報通信業や建設業で労働者が過剰

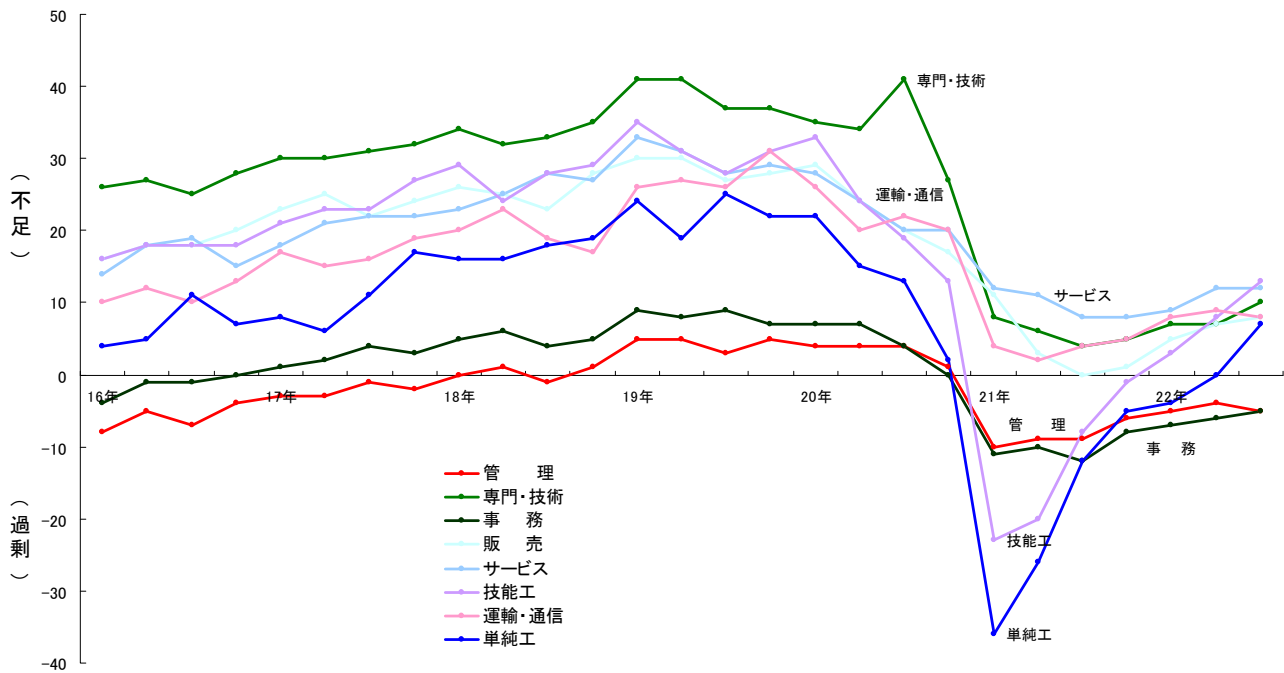


(注) ・常用労働者の数値。
 ・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。
 ・日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から新産業分類に基づき、産業分類を変更したため、一部、平成20年11月調査と平成21年2月調査とは接続しない。(点線部)

資料:厚生労働省「労働経済動向調査」

職種別労働者の過不足状況判断(D. I.)

職種別では、平成22年8月現在、サービスや運輸・通信、専門・技術の職種が不足。事務職や管理職が過剰。長期的には、専門・技術職が不足傾向

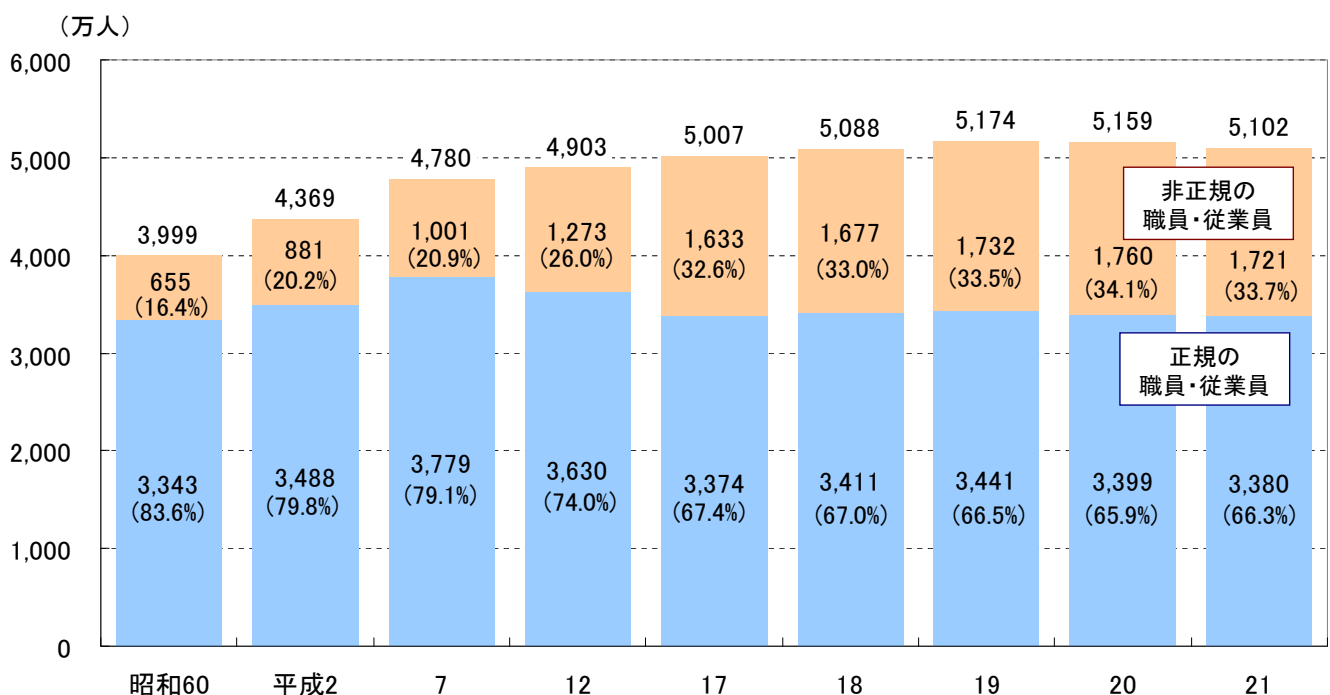


(注) ・常用労働者の数値。
 ・「労働者過不足判断D. I.」とは、不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値。

資料：厚生労働省「労働経済動向調査」

雇用形態別雇用者数の推移

非正規の職員・従業員の数・割合は増加傾向にある

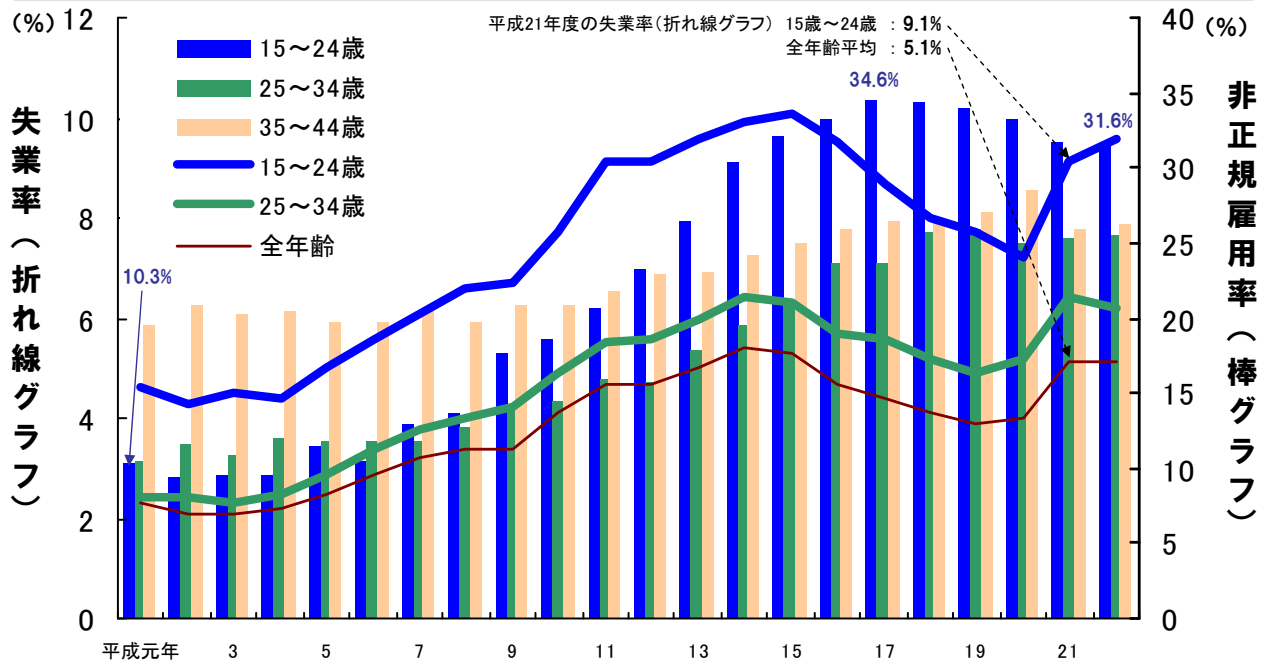


※平成12年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成17年以降は「労働力調査詳細集計」(年平均)

資料：総務省「労働力調査」

若年者の失業率、非正規雇用率の推移

若年者の失業率は、平成15年まで増加傾向。その後、減少傾向に転じたが、再び増加。全年齢の平均と比べて若年者は高いことが特徴。非正規雇用率は、40歳前後と比べて、20歳前後の上昇の幅が大きく、近年は、全体として上昇したまま横ばいの傾向



※ 完全失業率は、年平均。22年1~7月平均のデータは、原数値の単純平均。

※ 非正規雇用率は、非農林雇用者(役員を除く)に占める割合。なお、15~24歳では在学中の者を除く。

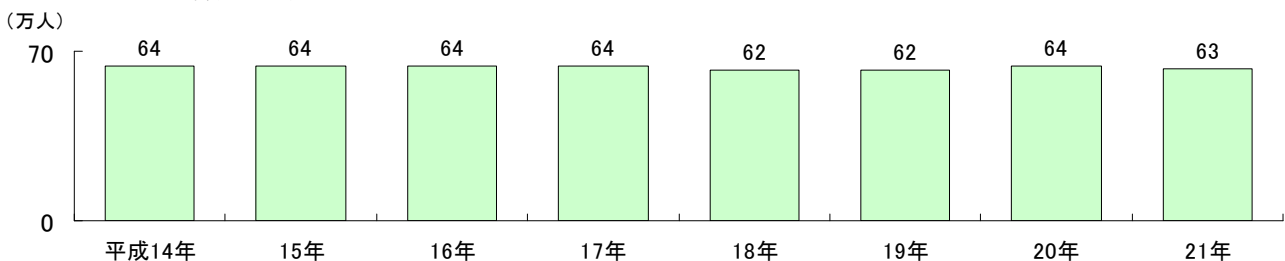
資料：失業率は、総務省統計局「労働力調査」。

非正規雇用率は、総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)及び「労働力調査(詳細結果)」(1~3月期調査)。

若年無業者・フリーターの数の推移

若年無業者は、平成14年以降、約60万人超で推移
フリーターは、平成15年をピークに減少傾向に転じたが、平成21年は増加し約178万人

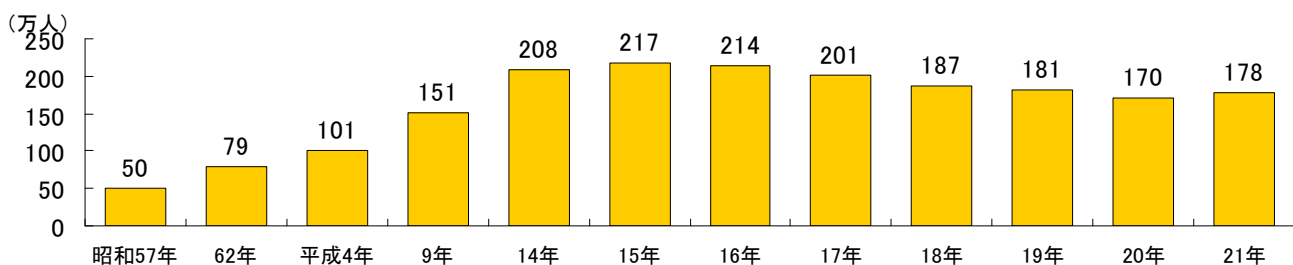
○若年無業者の数の推移



(注)「若年無業者」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

○フリーターの数の推移



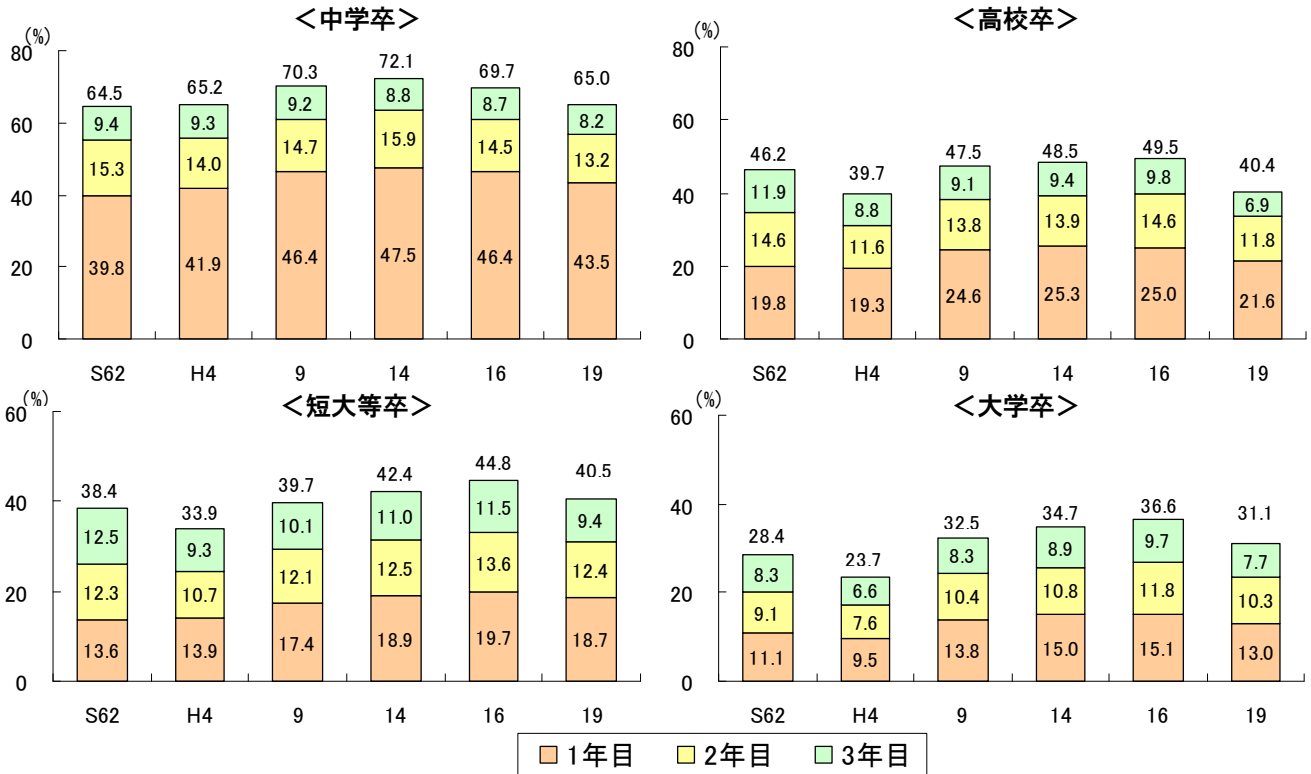
(注)「フリーター」の定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(~平成9年)、「労働力調査(詳細結果)」(平成14年~)

新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移

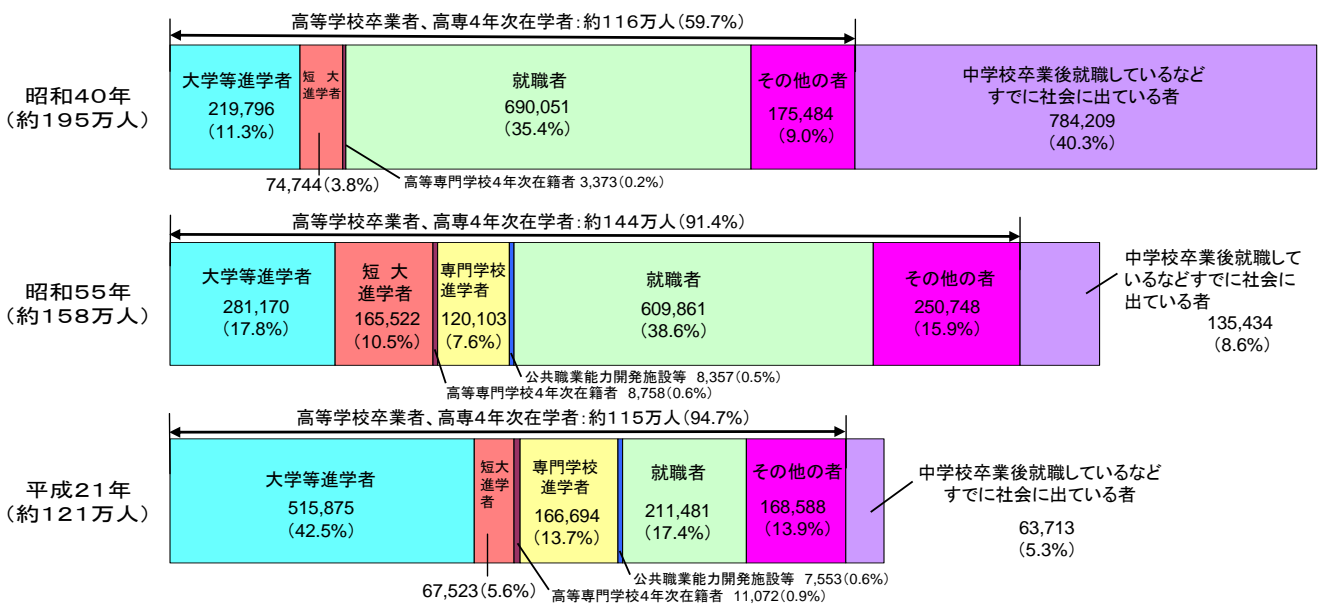
中学卒で約7割、高校卒で約5割、大学等卒で約4割が、新規学卒就職後、3年以内に離職



資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」。各年いずれも3月卒を示す。

18歳人口の分布図の推移(推計)

昭和40年から平成21年にかけて、18歳人口のうち、高等学校卒業者の割合は約6割から9割超に増加。また、後期中等教育修了後に進学する者の割合は約15%から60%超に増加



資料：文部科学省「学校基本調査」等

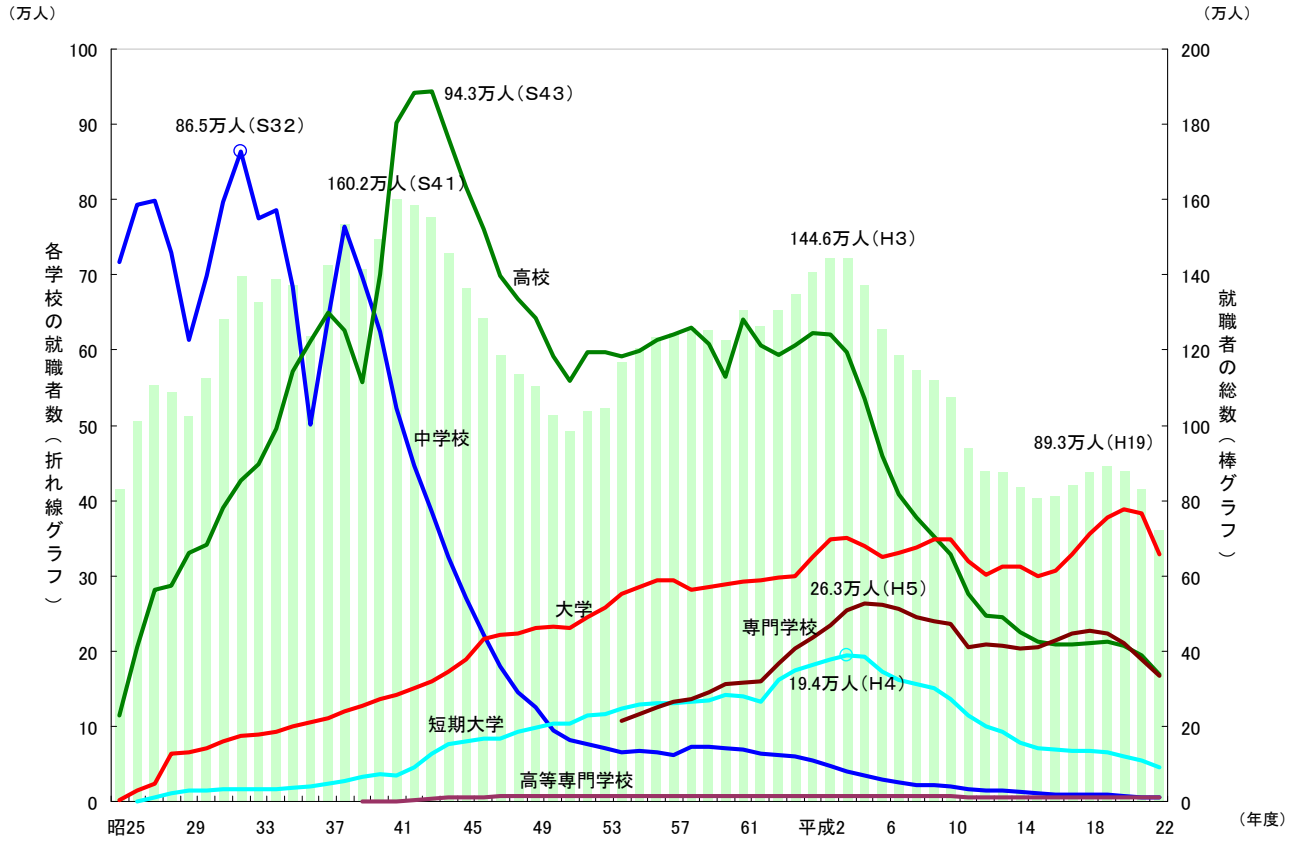
＜昭和40年について＞
 ※ 高等学校卒業生には、盲学校・聾学校・養護学校高等部卒業生を含む。
 ※ 「進学者」には、「就職進学者」(就職しながら進学した者)を含む。
 ※ 「その他の者」とは、「無業者」(進学も就職もしていない者。各種学校進学者を含む。)&「その他」の計。
 ※ 盲学校・聾学校・養護学校高等部卒業生については、進路に関するデータが存在しないため、「その他の者」に含んでいる。

＜昭和55年について＞
 ※ 高等学校卒業生には、盲学校・聾学校・養護学校高等部の卒業生、専修学校高等課程の修了者を含む。
 ※ 「専修学校(その他の課程)等入学者」「無業者」等は、「その他の者」に含んでいる。
 ※ 専修学校高等課程修了者の就職者以外は「その他の者」に含む。

＜平成21年について＞
 ※ 高等学校卒業生には、中等教育学校・特別支援学校高等部の卒業生、専修学校高等課程の修了者を含む。
 ※ 「専修学校(一般課程)等入学者」「一時的な仕事に就いた者」等は、「その他の者」に含んでいる。

・18歳人口は、3年前の中学校卒業生・中等教育学校前期課程修了者数としている。

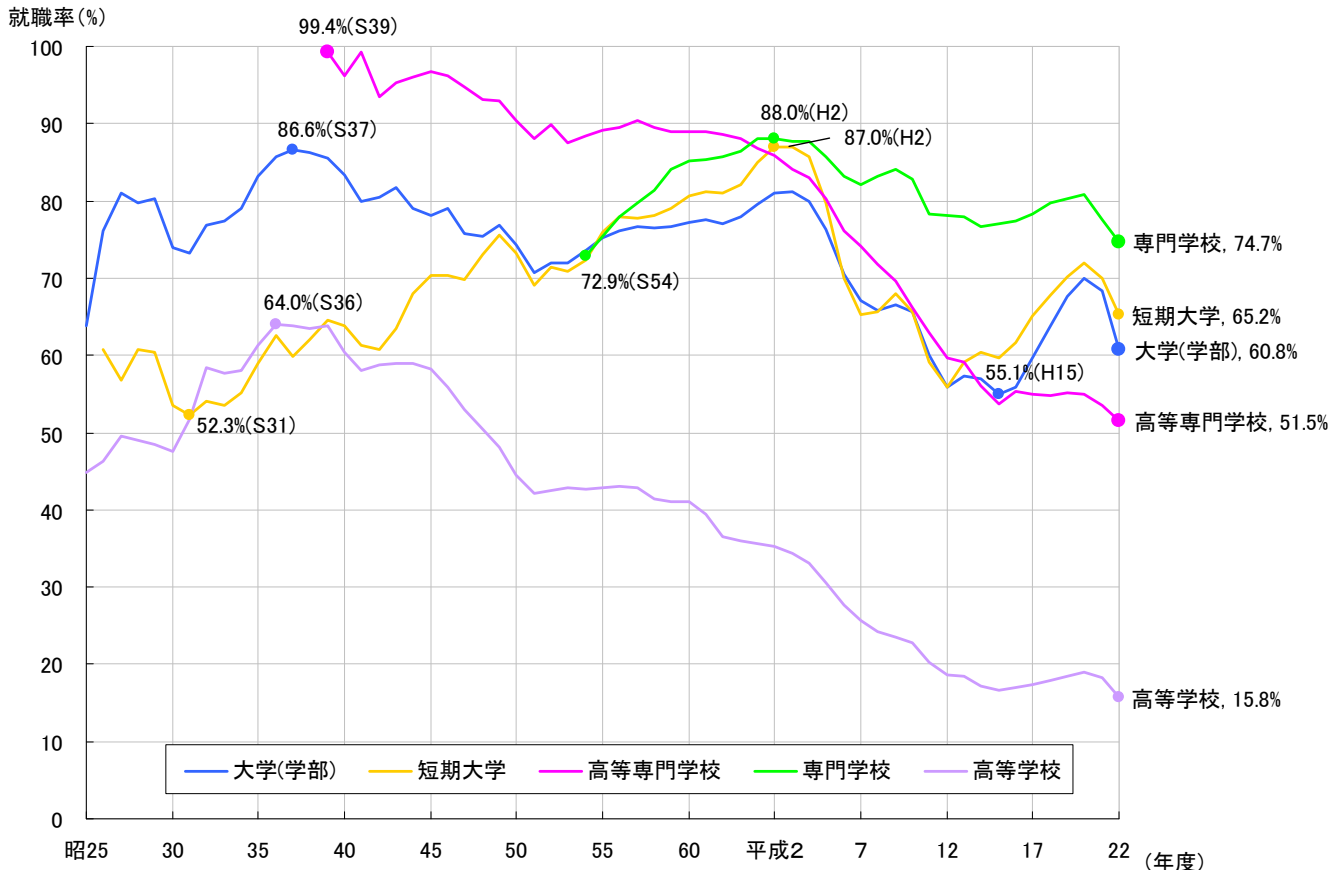
各学校卒業者の就職者数の推移



※就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本調査」

就職率の推移(学校種別)



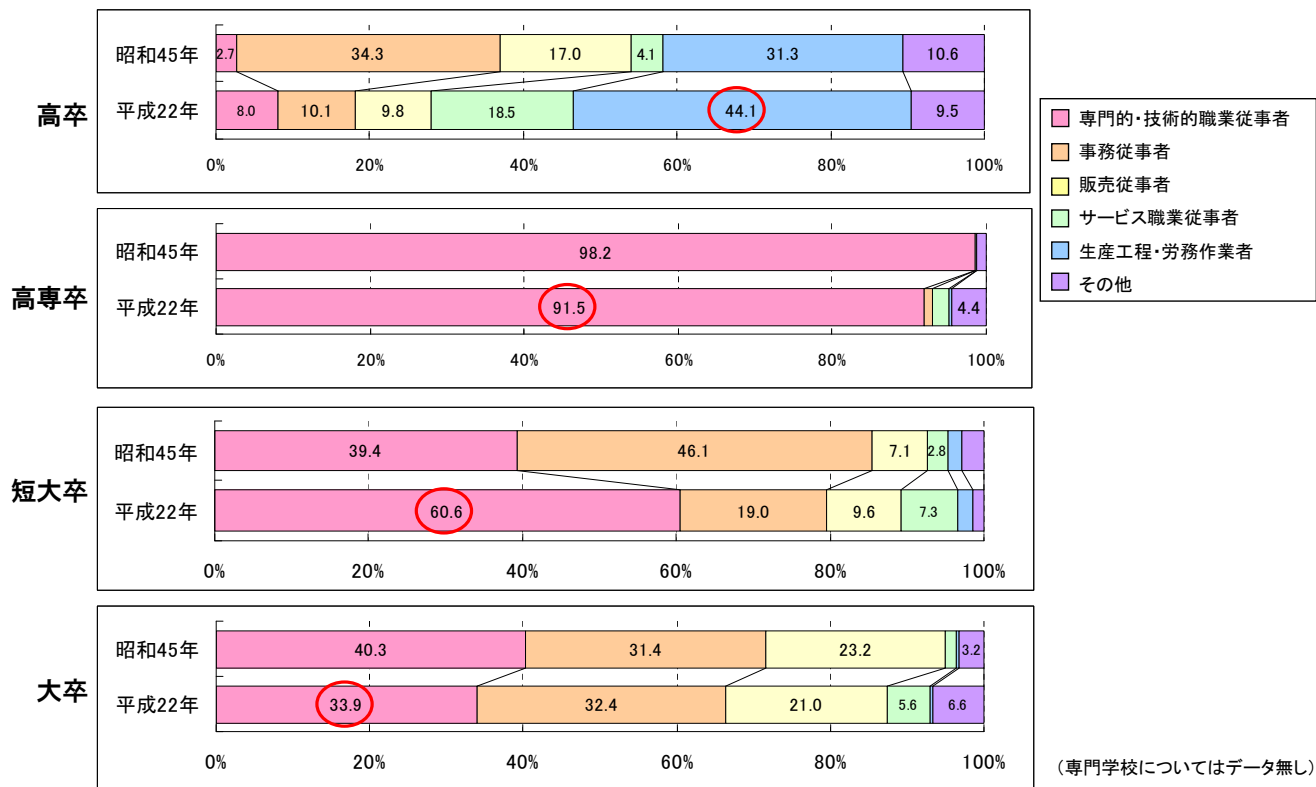
※ 就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。

※ 就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本調査」

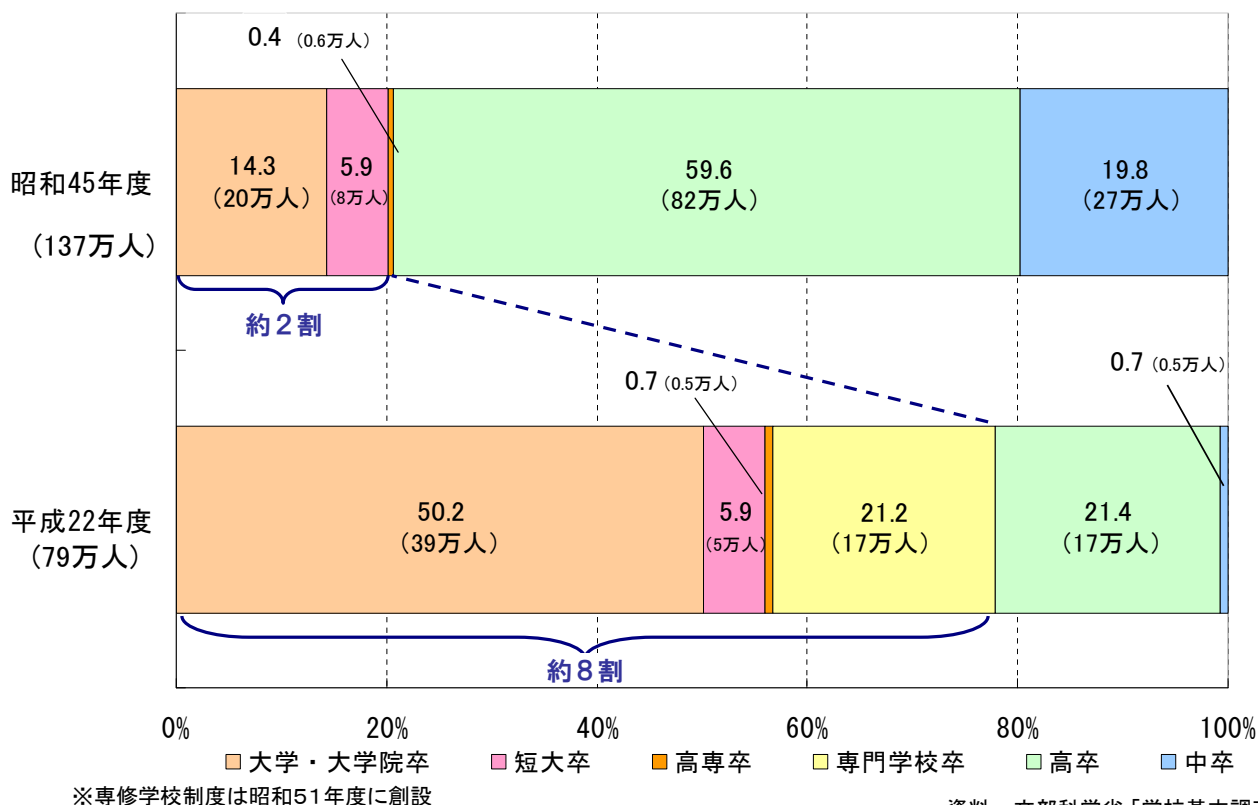
職業別就職者数の推移（学校種別）

高卒は生産工程・労務作業者、高専・短大卒・大卒は専門的・技術的職業従事者が最も多くなっている



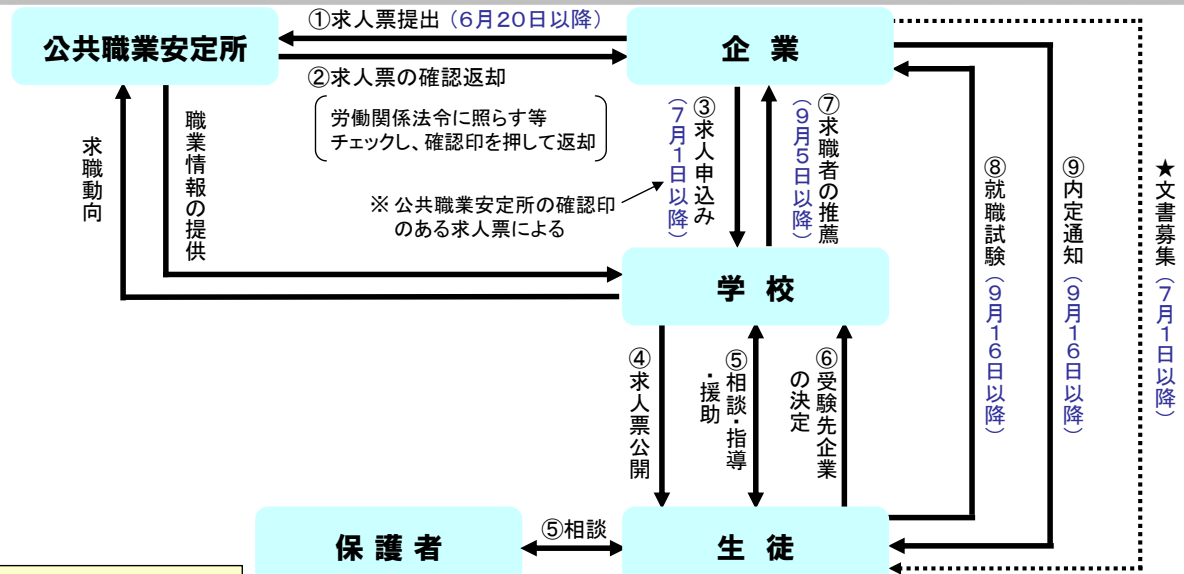
就職者の全体構成の推移

近年、就職者は高等教育修了者が中心に（昭和45年度：約2割 → 平成22年度：約8割）



新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み（平成23年度）

7月1日以降、学校に求人の申し込みが行われた後、
9月5日以降、学校が企業に求職者の推薦を行い、9月16日以降、選考・内定が行われる



採用選考開始期日等

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 公共職業安定所による求人申込の受付開始 | … 6月20日 |
| ③ 学校への求人申込及び学校訪問開始 | … 7月 1日 |
| ⑦ 企業への生徒の応募書類提出開始 | … 9月 5日 |
| ⑧・⑨ 選考開始及び内定開始 | … 9月16日 |
| ★ 文書募集開始 | … 7月 1日 |

文部科学省・厚生労働省・全国高等学校長協会・主要経済団体において協議・決定。
文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長の連名により、都道府県に対して通知。

文書募集による求人手続きにおいても、公共職業安定所の確認を受けるとともに、応募の受付は学校または公共職業安定所を通じて行う。推薦開始期日、採用選考期日についても取扱いは同様。

学生の就職活動の概要

大学生を中心とした学生の就職活動においては、就職情報サイトへの登録やインターンシップ・オープンセミナーへの参加など、企業との接触が最終年次の前年の夏から始まっている



出典: 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生のための就活ガイド」より抜粋

(参考)

○ 学士課程教育の構築に向けて(平成20年12月24日 中央教育審議会答申)《抜粋》
おわりに ～改革の加速に向けて社会全体での取組を～

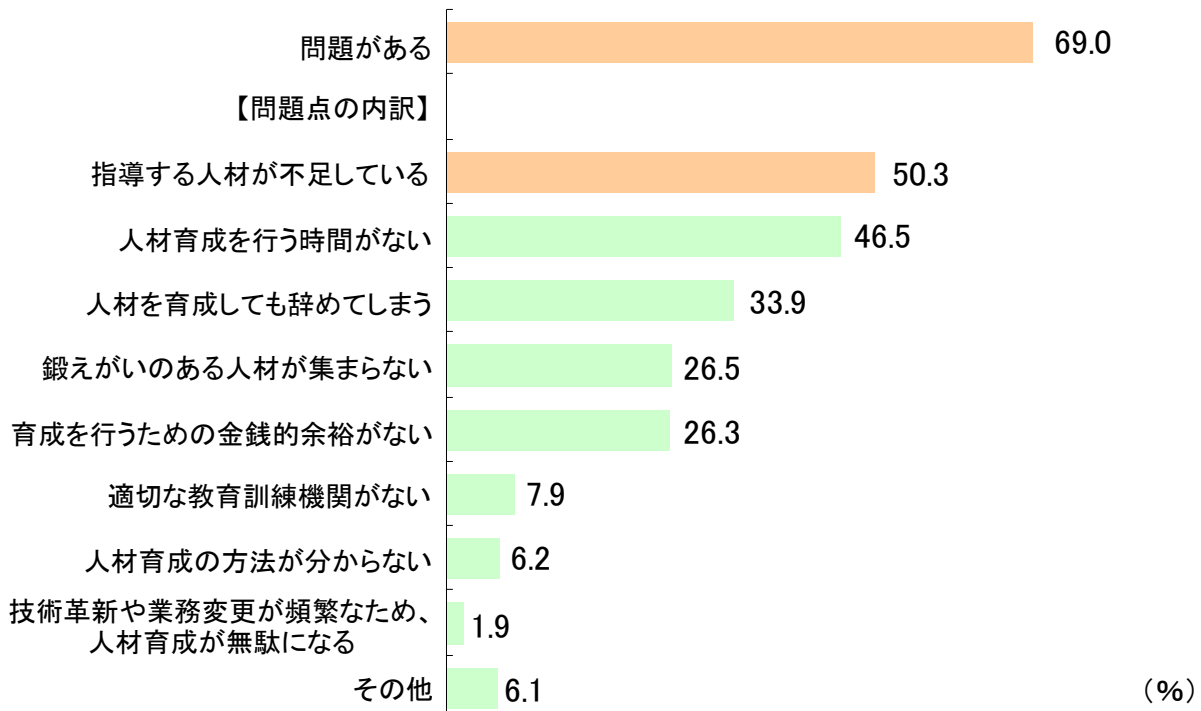
1 学習環境の確保等に向けた産業界の積極的な協力を

(1) 学士課程教育の構築に向けては、大学と産業界との連携も欠かせない。産業界との協力を通じてまず必要であるのは、採用活動の早期化にかかわる問題の是正である。

近年、通年採用の動きも広がりつつあるものの、新卒一括採用の慣行は、多くの学生にとって依然として大きな影響力を持っている。最近の雇用情勢の悪化に対応して、各大学は学生の就職機会の確保に向けて一層の努力と取組が求められている。その一方で雇用情勢の悪化に伴う学生の不安な心理がかえって就職活動の早期化をもたらすおそれもあり、学生の落ち着いた学習環境を確保することが必要となるものと思われる。

人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳

人材育成に関する問題があるとする事業所は約7割。指導者や時間の不足が課題

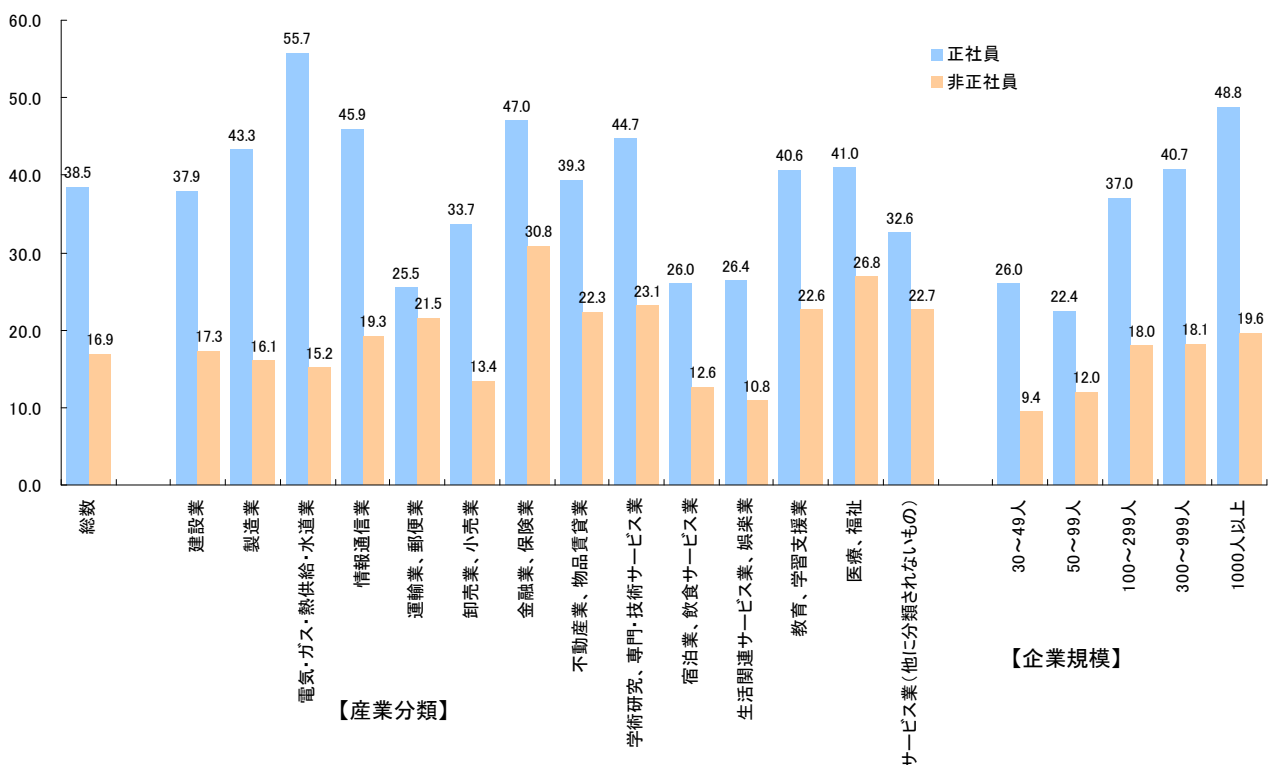


※問題点は複数回答

資料: 厚生労働省「能力開発基本調査」(平成21年度)

職業教育訓練(OFF-JT)を受講した労働者の比率(雇用形態別)

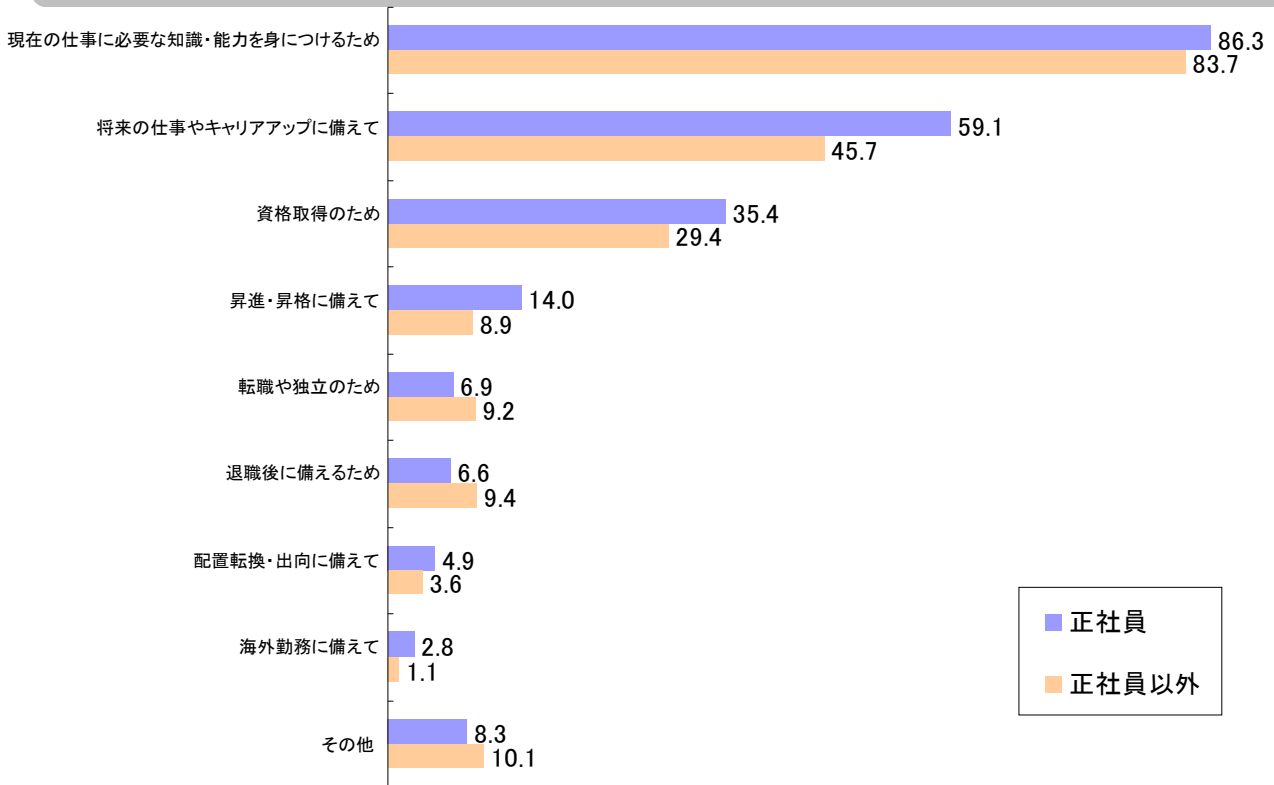
全般的に、正社員に比べて非正社員の受講比率は低調



資料: 厚生労働省 能力開発基本調査(平成21年度)

労働者が自己啓発を行った理由

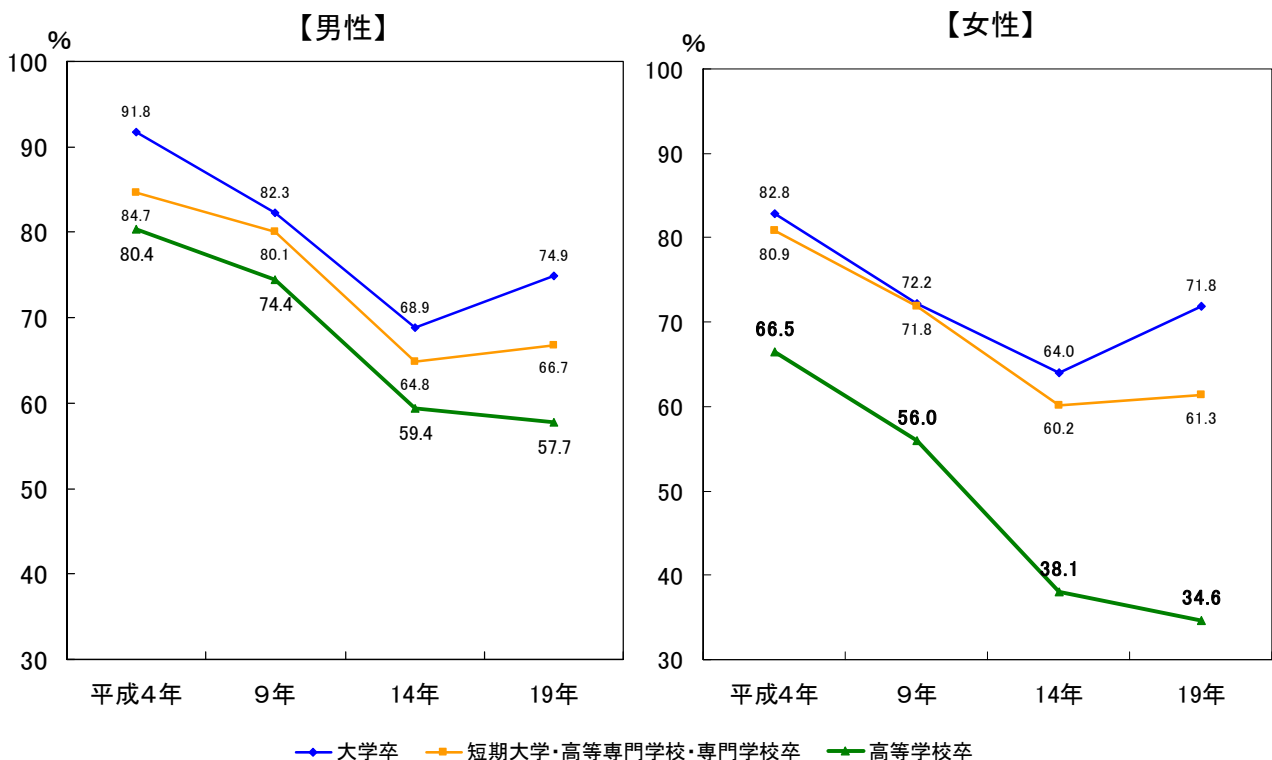
「現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため」を挙げる割合が最も高く、「将来の仕事やキャリアアップに備えて」「資格取得のため」と続いている



資料：厚生労働省「平成21年度 能力開発基本調査」(個人調査)

20～24歳(在学者を除く)における正規雇用者の比率の推移(男女別)

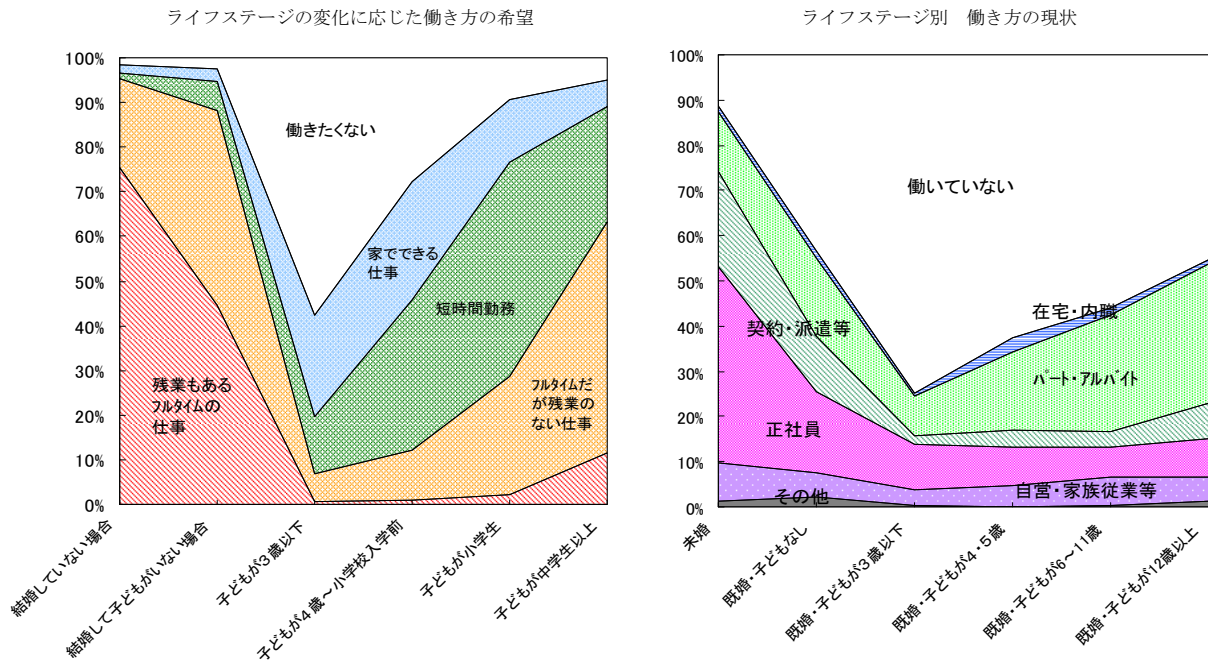
平成14年までの減少傾向から、19年は大学卒や短期大学・高等専門学校・専門学校卒は上昇に転じたが、高等学校卒の比率は上がっていない。特に高等学校卒の女性は大幅に減少



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

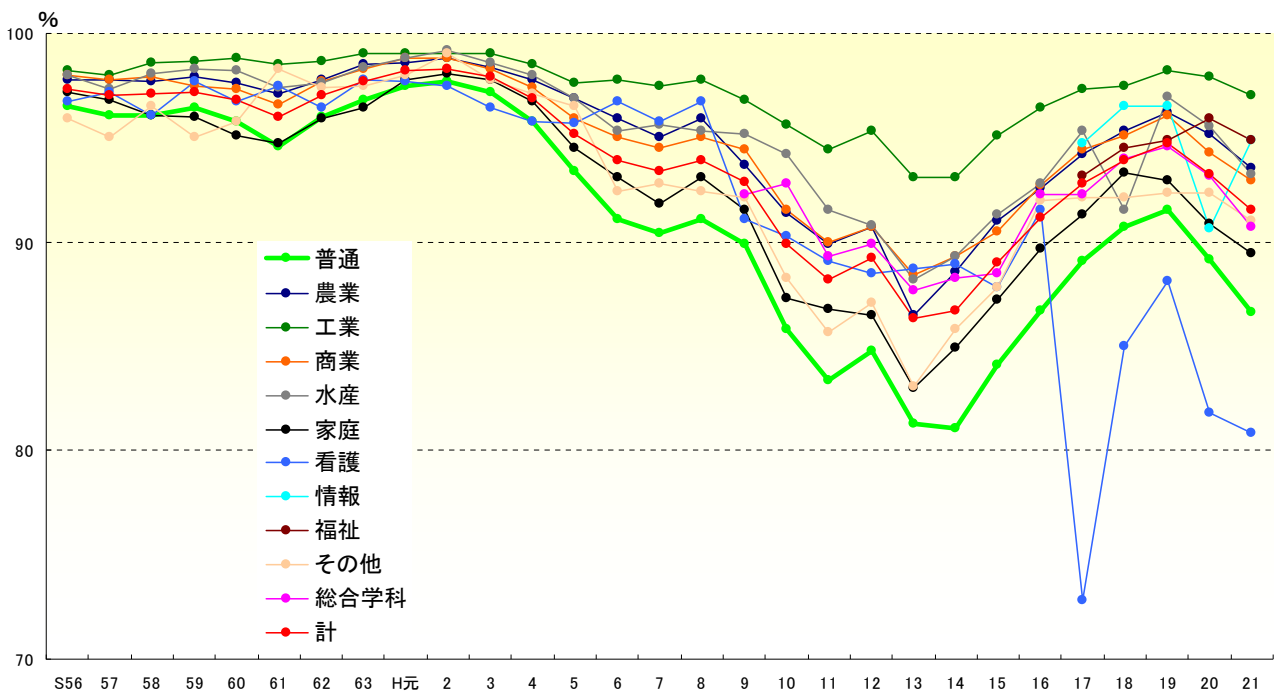
女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望と現状

女性のライフステージの変化に応じた働き方の希望は、働き方の現状との乖離があり、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても希望する形で再就職できていない状況



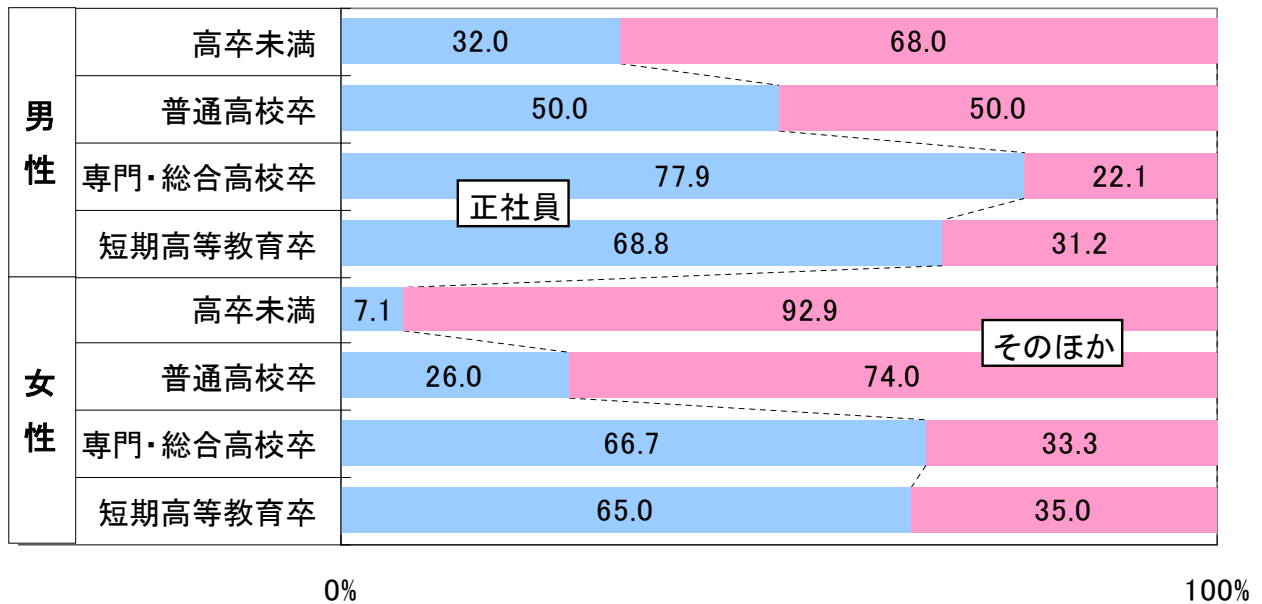
新規高等学校卒業者の学科別就職状況の推移（各年度3月末時点）

普通科の就職状況は、他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向



学歴別の正社員割合

専門学科・総合学科卒の方が、普通科卒よりも正社員比率が高いことを示す調査がある

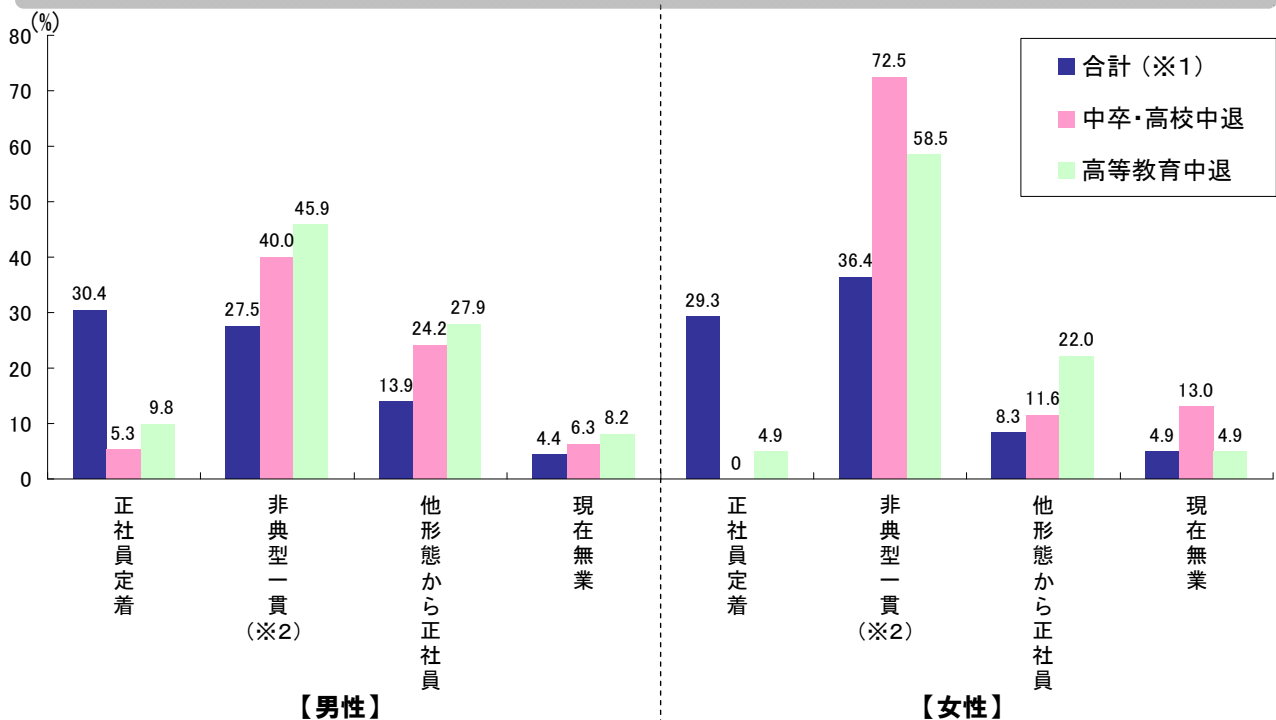


※ 平成19年度に、21歳となる者(約1,700名)を対象に行ったサンプル調査の結果に基づき集計。

資料:「若者の教育とキャリア形成に関する調査(2007年第1回調査報告書)」
(日本教育学会特別調査研究「若者の教育とキャリア形成に関する研究会」)

中途退学後の就業状態の類型

中途退学者は、その後、継続的に非正規雇用としてのキャリアを歩む割合が男女ともに高くなっている



※1 合計とは、「中卒・高校中退」「高等教育中退」のほか、「高卒」「専門卒」「短大・高専卒」「大学・大学院卒」の計

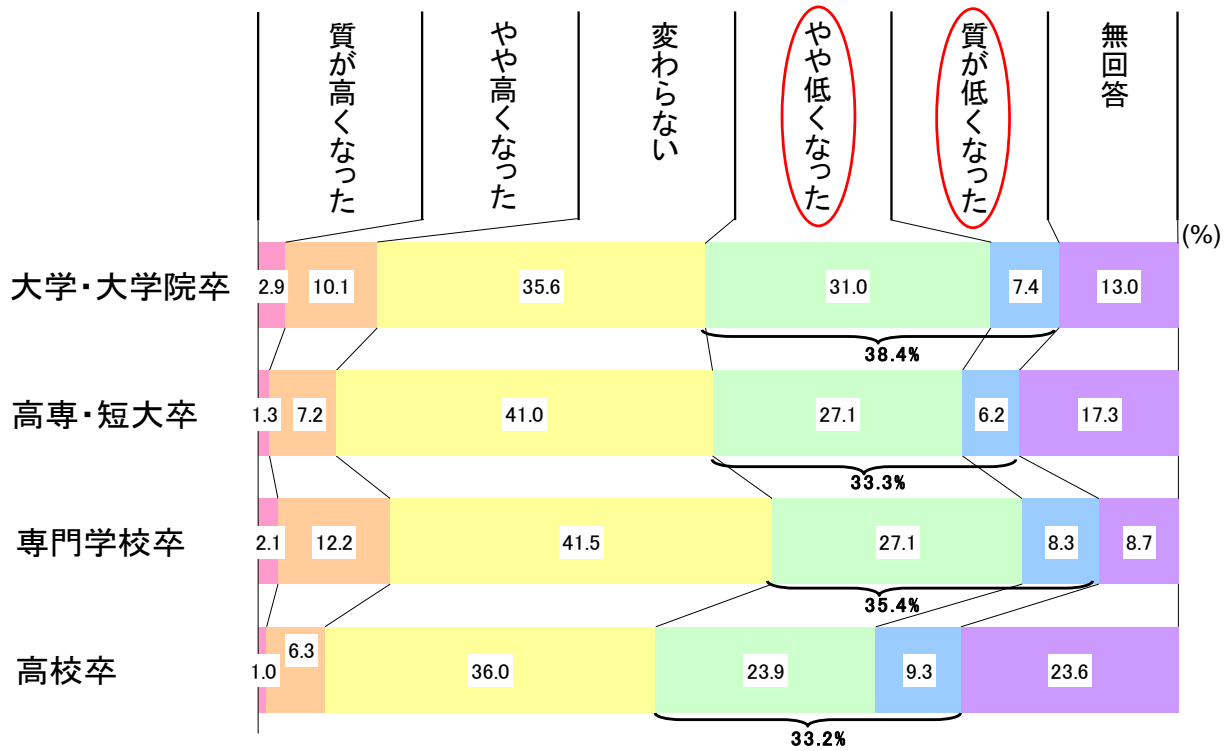
※2 「非典型一貫」…離学直後が非典型雇用や失業・無業、あるいは自営・家業従事であり、かつ、調査時点現在も非典型雇用である者

(資料)労働政策研究報告書 大都市の若者の就業行動と移行過程-包括的な移行支援に向けて-図表1-23から作成
項目は離学時点から調査時点(2006年2月)までの就業経験により分類。

調査対象:東京都の18-29歳の若者計2000人(正規課程の学生、専業主婦を除く)

企業の人材水準への評価(学歴別)

約3分の1の企業が、10年前と比べて人材の質が低くなったと評価



(出典) 文部科学省「専門学校教育の評価に関する現状調査」(平成20年3月)

新規採用にあたって重視する点

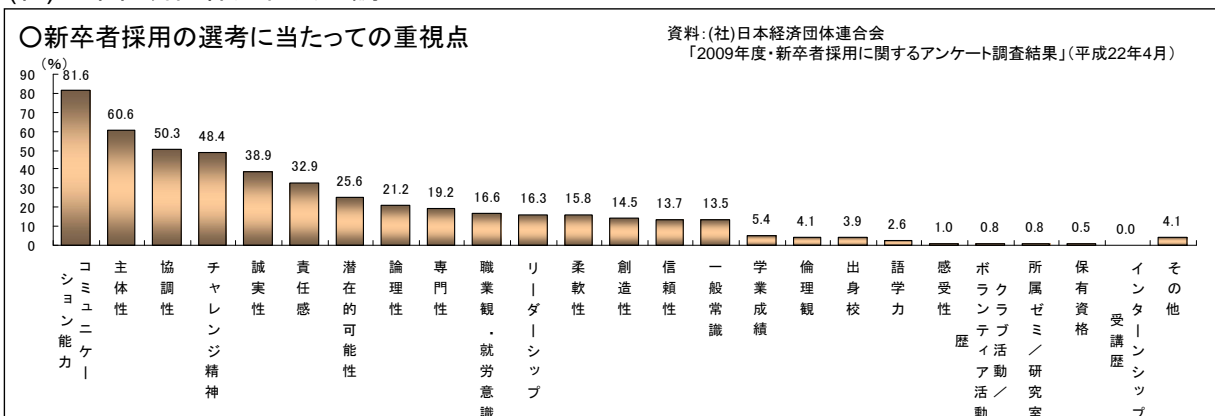
(社)経済同友会の調査

資料:(社)経済同友会
「企業の採用と教育に関するアンケート調査」(平成20年5月)

○新卒の採用選考の際、特に重視する能力

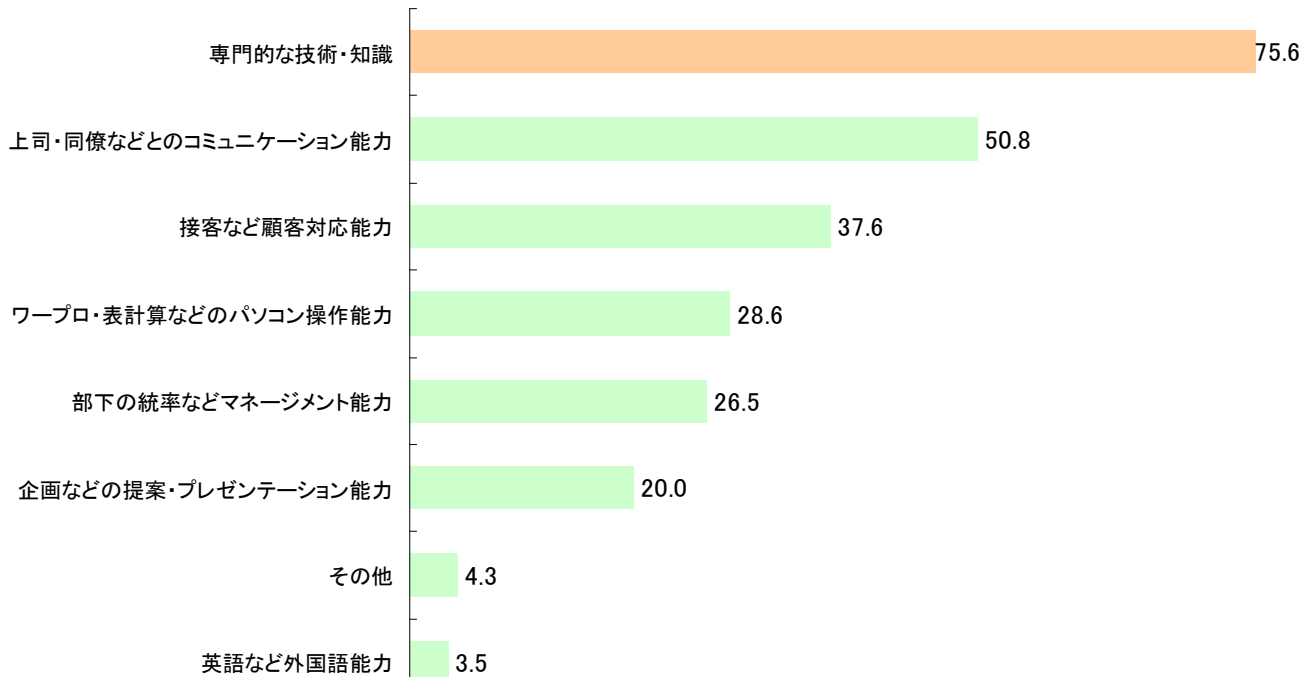
	大学卒		大学院卒		短期大学卒		専門学校卒	
第1位	熱意・意欲	77.2%	熱意・意欲	70.5%	熱意・意欲	78.6%	熱意・意欲	77.0%
第2位	行動力・実行力	49.5%	行動力・実行力	45.3%	協調性	59.3%	協調性	59.3%
第3位	協調性	43.4%	協調性	38.2%	行動力・実行力	38.6%	行動力・実行力	37.8%
第4位	論理的思考力	21.7%	専門知識・研究内容	28.0%	表現力・プレゼンテーション能力	17.2%	専門知識・研究内容	23.0%
第5位	問題解決力	18.1%	論理的思考力	23.6%	常に新しい知識・能力を学ぼうとする力	16.6%	表現力・プレゼンテーション能力	17.0%

(社)日本経済団体連合会の調査



中途採用者の採用の際に企業が重視するもの

「専門的な技術・知識」を重視する割合が最も高い（約76%）



(備考)

1. 「中途採用を募集するとき採用にあたりどのような能力を重視しますか。(〇は3つまで)」と聞いた間に対する回答。
2. 回答企業は、全国の従業員規模30人以上の企業898社(無回答・無効回答を除く)。

(出典) 内閣府「企業の採用のあり方に関する調査」(2006年)

新規求人倍率の推移

新規求人倍率の推移を見ると、過去5年間平均して高い倍率である業種も存在

	17年度計	18年度計	19年度計	20年度計	21年度計	平均	倍率順
専門的・技術的職業	2.19	2.33	2.29	1.85	1.25	1.98	
機械・電気技術者	6.97	7.09	5.68	2.81	0.76	4.66	3
鉱工業技術者	3.20	3.21	2.35	1.21	0.52	2.10	17
建築・土木・測量技術者	2.95	2.68	2.35	1.68	1.26	2.18	16
情報処理技術者	5.18	5.36	4.88	2.71	0.83	3.79	5
その他の技術者	1.77	1.99	1.76	1.02	0.46	1.40	37
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	6.12	6.90	7.66	8.47	7.84	7.40	1
保健師、助産師、看護師	2.17	2.65	2.96	3.14	3.15	2.81	8
医療技術者	2.45	2.55	2.53	2.45	2.18	2.43	13
その他の保健医療の職業	1.21	1.39	1.57	1.42	1.08	1.33	42
社会福祉専門の職業	1.25	1.45	1.74	1.75	1.37	1.51	32
美術家、デザイナー、写真家	0.57	0.60	0.54	0.39	0.31	0.48	61
その他の専門的職業	0.66	0.72	0.74	0.65	0.61	0.68	59
管理的職業	1.21	1.18	1.08	1.11	0.73	1.06	48
事務的職業	0.54	0.57	0.50	0.36	0.27	0.45	
一般事務の職業	0.39	0.41	0.37	0.28	0.22	0.33	64
会計事務の職業	0.84	0.86	0.83	0.58	0.40	0.70	58
生産関連事務の職業	1.65	1.87	1.66	0.95	0.58	1.34	40
営業・販売関連事務の職業	1.88	1.83	1.38	0.91	0.59	1.32	43
外勤事務の職業	3.08	3.25	3.11	2.03	1.96	2.69	9
運輸・通信事務の職業	2.36	2.52	2.61	1.94	1.57	2.20	15
事務用機器操作の職業	2.02	2.20	1.83	1.08	0.71	1.57	31
販売の職業	1.48	1.54	1.47	1.09	0.76	1.27	
商品販売の職業	1.35	1.40	1.36	0.99	0.67	1.15	45
販売類似の職業	4.61	4.56	3.88	2.95	2.49	3.70	6
サービスの職業	1.51	1.67	1.80	1.57	1.04	1.52	
家庭生活支援サービスの職業	0.74	0.87	1.16	1.21	0.74	0.94	55
生活衛生サービスの職業	2.60	2.57	2.63	2.55	2.21	2.51	12
飲食物調理の職業	1.39	1.55	1.68	1.40	0.94	1.39	38
接客・給仕の職業	2.11	2.39	2.47	2.03	1.12	2.02	21
居住施設・ビル等の管理の職業	0.70	0.74	0.75	0.63	0.48	0.66	60
その他のサービスの職業	1.52	1.56	1.56	1.29	0.93	1.37	39
保安の職業	4.50	4.94	5.02	4.17	2.71	4.27	4
農林漁業の職業	0.91	1.03	1.07	0.93	0.85	0.96	54
運輸・通信の職業	1.73	1.85	1.82	1.33	0.99	1.54	
鉄道運転の職業	0.39	0.50	0.62	0.57	0.29	0.47	62
自動車運転の職業	1.75	1.88	1.88	1.41	1.07	1.60	30
船舶・航空機運転の職業	0.42	0.50	0.58	0.51	0.36	0.47	62
その他の運輸の職業	1.46	1.47	1.25	0.58	0.28	1.01	52
通信の職業	2.31	2.64	2.28	1.43	0.97	1.93	23
生産工程・労務の職業	1.53	1.61	1.41	0.75	0.44	1.15	
金属材料製造の職業	3.05	3.03	2.56	1.23	0.56	2.09	19
化学製品製造の職業	2.46	2.44	2.26	1.19	0.82	1.83	25
窯業製品製造の職業	3.24	3.73	3.34	1.57	1.00	2.58	10
土石製品製造の職業	2.41	2.54	2.39	1.48	0.90	1.94	22
金属加工の職業	2.86	3.08	2.62	1.20	0.61	2.07	20
金属溶接・溶断の職業	2.86	3.15	2.67	1.31	0.48	2.09	18
一般機械器具組立・修理の職業	1.51	1.58	1.36	0.53	0.26	1.05	49
電気機械器具組立・修理の職業	2.31	2.42	1.85	0.54	0.35	1.49	34
輸送用機械組立・修理の職業	2.44	2.47	2.03	0.82	0.50	1.65	28
計器・光学機械組立修理の職業	4.15	4.73	4.45	1.57	0.72	3.12	7
精穀・製粉・調味製造の職業	1.59	1.72	1.82	1.20	0.90	1.45	35
食品製造の職業	1.38	1.54	1.47	1.04	0.75	1.24	44
飲料・たばこ製造の職業	1.85	1.86	1.99	1.39	0.91	1.60	29
紡織の職業	1.86	2.31	2.24	1.33	0.83	1.71	26
衣服・繊維製品製造の職業	1.59	1.75	1.83	1.40	0.92	1.50	33
木・竹・草・つる製品製造の職業	1.47	1.54	1.38	0.78	0.55	1.14	46
パルプ・紙・紙製品製造の職業	1.89	2.08	2.02	1.30	1.01	1.66	27
印刷・製本の職業	1.26	1.29	1.21	0.76	0.50	1.00	53
ゴム・プラスチック製品製造の職業	2.91	3.27	3.06	1.37	1.04	2.33	14
革・革製品製造の職業	1.13	1.38	1.33	0.78	0.52	1.03	51
探掘の職業	0.86	0.94	0.78	0.61	0.49	0.74	57
装身具等製造の職業	1.29	1.39	1.42	0.72	0.53	1.07	47
その他の製造制作の職業	1.38	1.33	1.12	0.58	0.30	0.94	56
定置・建設機械運転の職業	1.52	1.66	1.57	1.18	0.78	1.34	40
電気作業者	2.77	3.12	3.12	2.31	1.28	2.52	11
建設躯体工事の職業	6.11	6.55	5.83	3.76	1.82	4.81	2
建設の職業	2.39	2.53	2.11	1.50	0.86	1.88	24
土木の職業	1.64	1.74	1.64	1.32	0.84	1.44	36
運搬労務の職業	1.33	1.42	1.28	0.72	0.43	1.04	50
その他の労務の職業	0.37	0.40	0.36	0.21	0.15	0.30	65
分類不能の職業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66
職業計	1.30	1.36	1.27	0.89	0.61	1.09	

は、平均求人倍率が上位25%の職種 資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

将来的な雇用ニーズに関する提言等

■経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～(平成21年6月23日 閣議決定)(抄)

「低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。」

■雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意(平成21年3月)(抄)

「我が国の将来的な経済成長、国民生活の向上、産業競争力の強化、地域の活性化等につながる分野、とりわけ、医療、介護、保育、環境、農業、林業等、成長が見込まれる分野において、雇用の受け皿を確保するため雇用創出が必要である。」

■雇用政策基本方針(平成20年2月 厚生労働省告示)(抄)

3 今後重点的に展開していく具体的な施策の方向性

当面5年程度の間に取り組むべき雇用政策の方向性

(2)[4]中小企業や福祉・介護分野の人材確保対策

- ・ものづくり産業の国際競争力を支える人材を育成するための高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践的技能者の養成
- ・中小企業におけるものづくり人材の確保・育成、技能継承の促進
- ・高齢化の進展に伴いニーズ増大が見込まれる産業である福祉・介護分野の計画的な人材育成

■雇用創出企画会議第三次報告書(平成18年8月 雇用創出企画会議)(抄)

新たな雇用創出が期待される新しいサービス分野

- 情報サービス分野(ユビキタスネットワーク社会におけるソフトウェア開発やシステム開発)
- 健康サービス分野(フィットネス分野、エステティック分野)
- ロジスティック分野(物流サービス)
- 社会人教育サービス

■雇用創出企画会議第一次報告書(平成15年5月 雇用創出企画会議)(抄)

雇用創出が期待できる分野

- 地域の問題に対して事業展開が期待される分野
 - ・コミュニティ・ビジネス分野
 - －多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型の小規模ビジネス
 - －福祉、介護、教育、文化、環境保護など従来公共サービスとして提供されていた分野で事業を拡大
- 新産業の創造に伴い専門的・技術的な職業能力が必要になる分野
 - ・環境技術関連分野
 - ・情報通信関連分野
 - ・住宅関連分野など

今後求められる人材養成の方向性に関する提言等

(総論)

■平成20年版 労働経済の分析－働く人の意識と雇用管理の動向－(平成20年7月 厚生労働省)

- 人口減少社会にふさわしい企業経営や業態の姿を検討していくことが重要である。貴重な労働力を適切に配置し、一人一人の労働者が個性を活かし、高い付加価値生産能力を発揮しながら、豊かな社会を創り上げていくことが期待される。
- 今後の、技術革新の動向などを見通しつつ、産業構造の将来像を描き出し、産業が求める高度な人材を生み出すことができるような教育システム、人材養成システムを構築することが求められているように思われる。

(介護)

■社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(平成19年8月 厚生労働省告示)(抄)

- 認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況
- 今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題

(看護)

■看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理(平成20年7月 看護基礎教育の在り方に関する懇談会)(抄)

- 医療の高度化やニーズの多様化、看護職員の役割の変化、チーム医療・役割分担の推進などが求められる状況
- こうした状況の中、看護職員には、知的・倫理的側面といった基礎的なものから、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点、及び看護の発展に必要な資質・能力など、広範かつ多岐にわたる資質・能力が求められる

(ものづくり)

■技術・技能継承と技術革新を生み出す人材に関するアンケート調査(平成20年11月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))

(出典:2009年度版中小企業白書)

- 中小企業が技術・技能人材に求める知識・能力は、「複数の技術・技能に関する幅広い知識」、「特定の技術・技能に関する専門知識」、「生産工程を合理化する知識・能力」などを重要視する中小企業の割合が高い一方、5年後に重要な知識・能力として「顧客ニーズを把握し、製品設計化する能力」や「革新的技術を創造していく能力」を挙げる中小企業が増加するなど、求められる能力に変化が見られる。

■ものづくり産業における人材の確保と育成－機械・金属関連産業の現状－(平成20年3月 独立行政法人労働政策研究・研修機構)

- 現在、半数以上の事業所が不足していると考えている技能者のタイプは、複数の機械あるいは工程をこなすことができる「多能工」、製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する「マネージャー型技能者」、特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する「高度熟練技能者」、高度な技術的知識を身につけた技能者である「テクノワーカー」であり、今後5年間における必要性も高い。
- 一方、「単純作業労働者」が不足していると考えている事業所は16.2%にとどまり、約6割は「適切である」と考えている。

(教育界と産業界の連携)

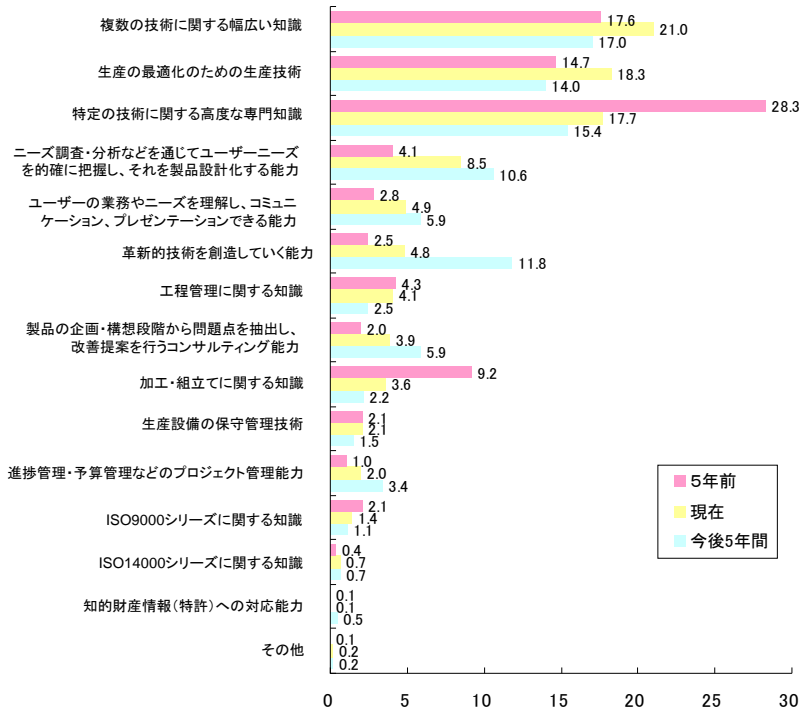
■産学人材育成パートナーシップ 中間取りまとめ(平成20年7月 産学人材育成パートナーシップ)(抄)

- 社会で求められる人材像や能力は、その時代環境により異なる。他方で、長期にわたり変化しない基本的要素も多分に存在する。
- 産学のコミュニケーションを深め、相互の問題認識・課題等について共有するとともに、優れた人材育成のため共同して取り組むことができる関係を恒常的に築いておくことが重要である。

技術者に求められる能力

技術系正社員に求められる知識・能力のうち、5年前や現在と比較して、今後重視されていく傾向にあるのは、「革新的技術を創造していく能力」や、「ニーズを的確に把握し、それを製品設計化する能力」

技術系正社員に求める知識・能力として最も重要なもの
5年前・現在・今後5年間の比較(単位:%)



技術系正社員:

以下のいずれかの業務を担当する正社員

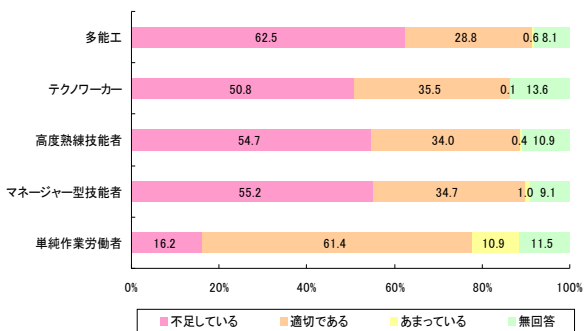
- ①基礎研究、基盤技術の先行研究などの「研究業務」
- ②製品開発、技術開発などの「設計・開発」業務
- ③既存の商品の改良・改善などの「生産(開発)」業務
- ④高度な技術的知識を生かした「品質・生産管理」、「エンジニアリング・サービス」、「製品販売先への技術的アフターサービス」などの業務

資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構
「ものづくり産業における人材の確保と育成—機械・金属関連産業の現状—」

技能者の過不足状況

技能者の過不足状況については、多能工が最も高く約65%の事業所が「不足している」と回答。また今後5年間ににおける必要性についても、多能工が最も高く約84%が「必要」と回答

技能者の現在の過不足状況(技能タイプ別、単位:%)



「多能工」

—複数の機械あるいは工程をこなすことができる技能者

「テクノワーカー」

—高度な技術的知識を身につけた技能者

「高度熟練技能者」

—特定の技能領域で高度な熟練技能を発揮する技能者

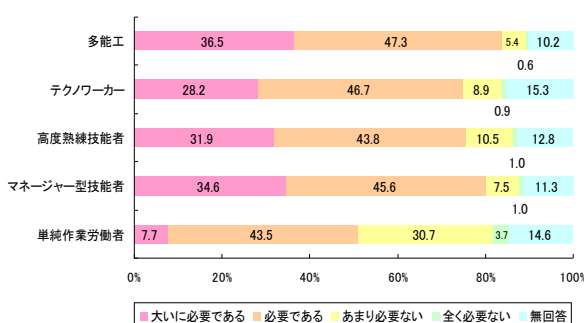
「マネージャー型技能者」

—製造現場のリーダーとしてラインの監督業務を担当する技能者

「単純作業労働者」

—比較的簡単な工程のみを担当する労働者

各タイプ技能者の今後5年間ににおける必要性(単位:%)

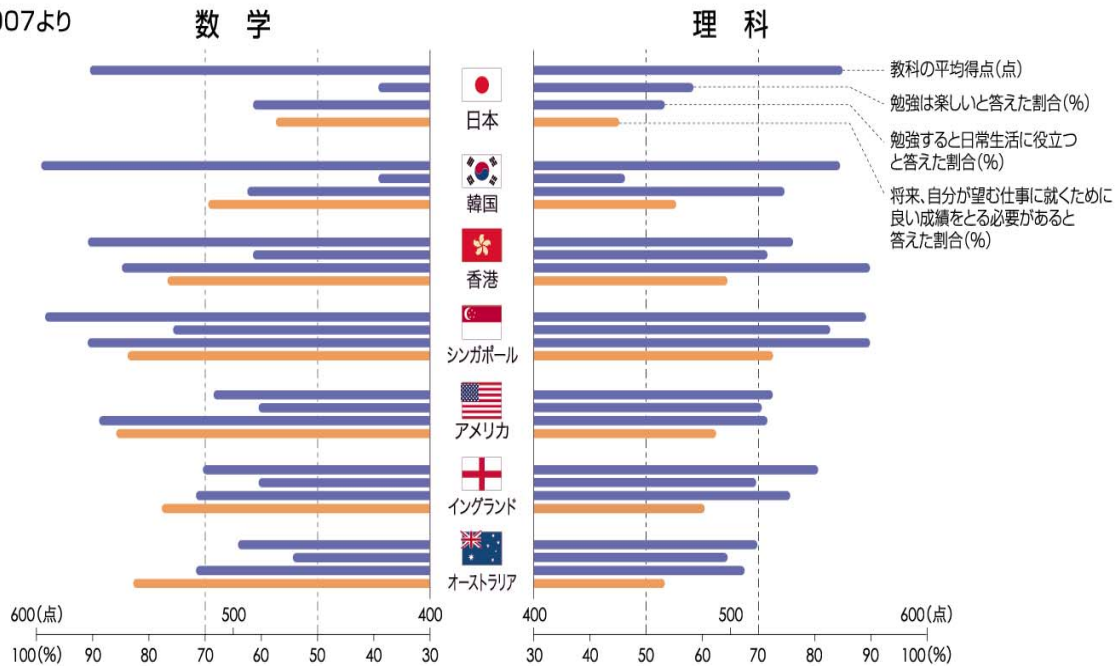


資料: 独立行政法人労働政策研究・研修機構
「ものづくり産業における人材の確保と育成—機械・金属関連産業の現状—」

現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（中学生）

日本の中学生の成績はおおむね良好である一方、自分が将来就きたい仕事のために学習を行う必要があると答えた割合は、参加国・地域の中でも最底辺。現在の学習と将来の仕事との関連に気付かせることの必要性が示されている

●TIMSS 2007より



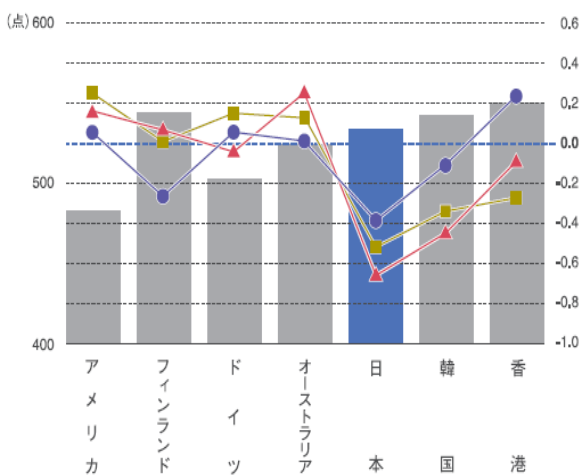
(出典) 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育」(中学校向けキャリア教育推進パンフレット)(平成21年11月)より転載

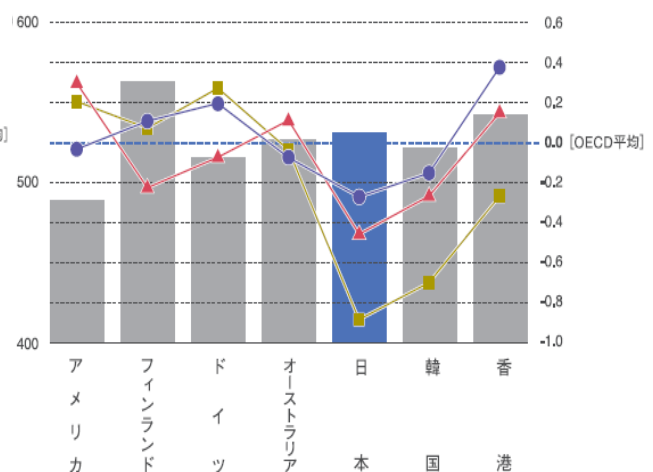
現在行っている学習と将来の仕事との関連に関する子どもの意識（高校生）

「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」の結果、日本の高校生の教科学習への自信や、自分の将来のために教科学習をがんばろうとする気持ちが、他の参加国・地域に比べて極めて低いことが明らかになった

数学的リテラシー (PISA2003より)



科学的リテラシー (PISA2006より)



■ 平均得点
■ 数学に対する自信指標
● 数学に対する興味指標
▲ 数学の学習と自らの将来との関係把握指標

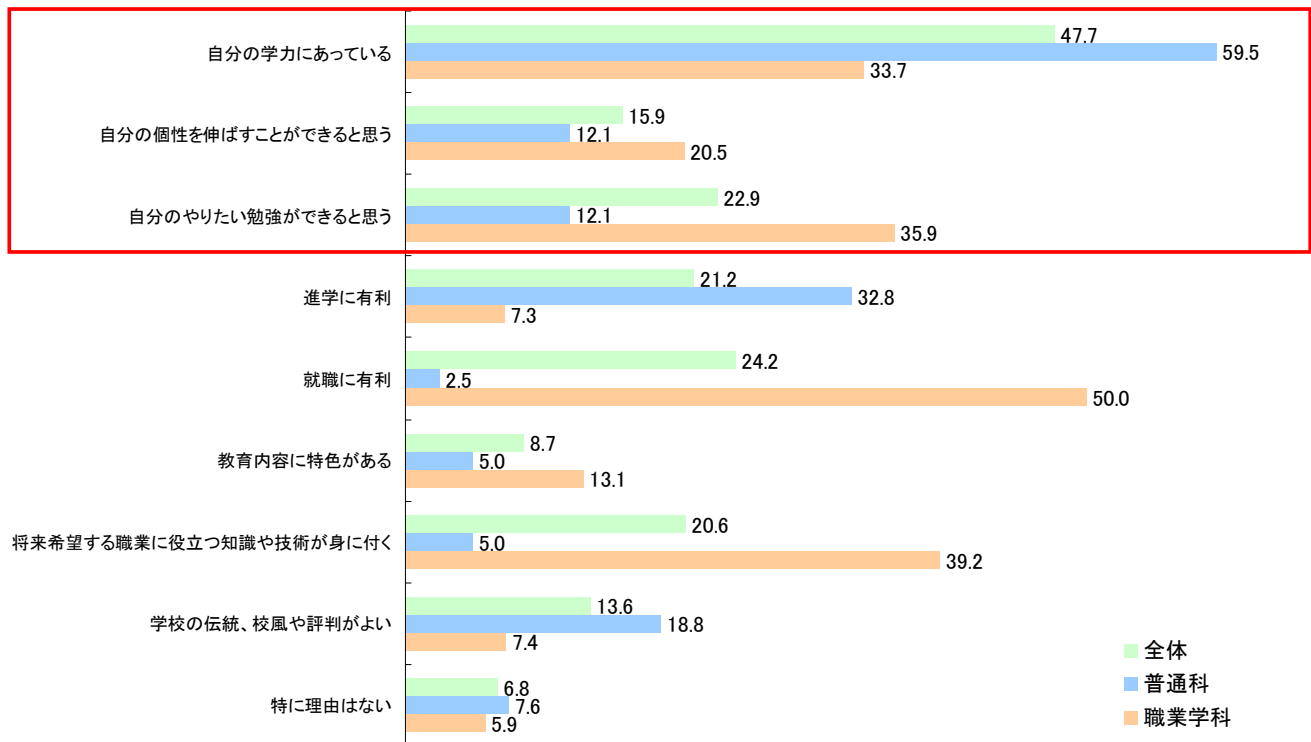
■ 平均得点
■ 理科に対する自信指標
● 理科に対する興味指標
▲ 理科の学習と自らの将来との関係把握指標

(出典) 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

「キャリア教育は生徒に何ができるのだろうか?」(高等学校向けキャリア教育推進パンフレット)(平成22年2月)より転載

高等学校に入学した動機（学科別）

普通科の生徒の約6割は「自分の学力にあっている」と回答し、自分の個性・やりたい勉強とはあまり結び付いていない。これは、職業学科と比べて顕著

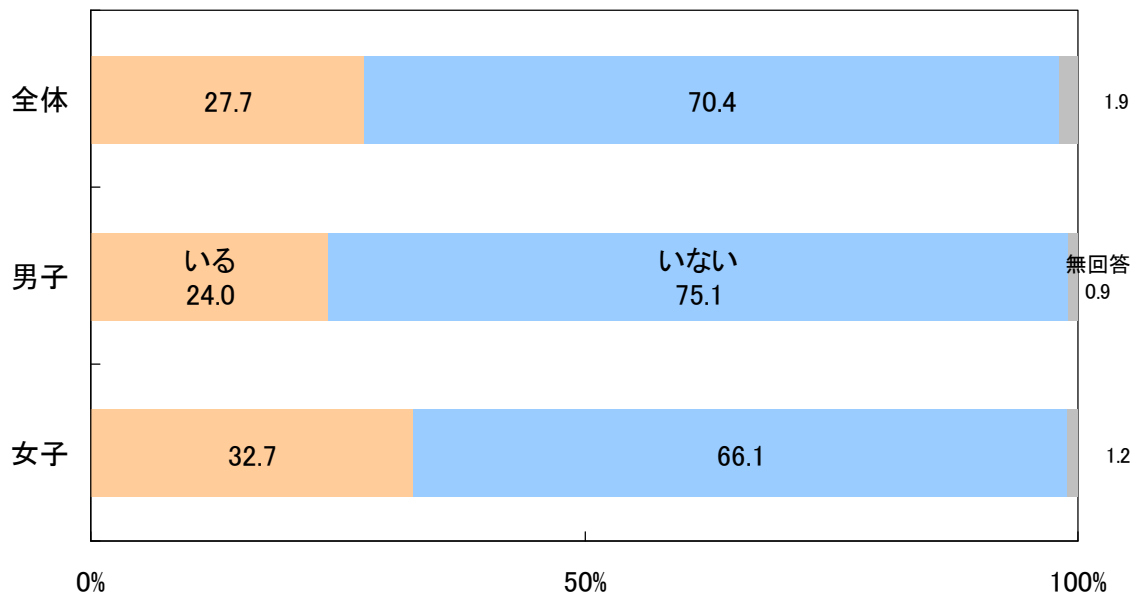


(出典) (財)日本進路指導協会「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査」(文部科学省委託)

高校生が目指している人やあこがれている人の有無

自分の将来像を考えたときに、目指している人やあこがれている人が「いる」と回答したのは約28%と少数派であり、約70%が「いない」と回答

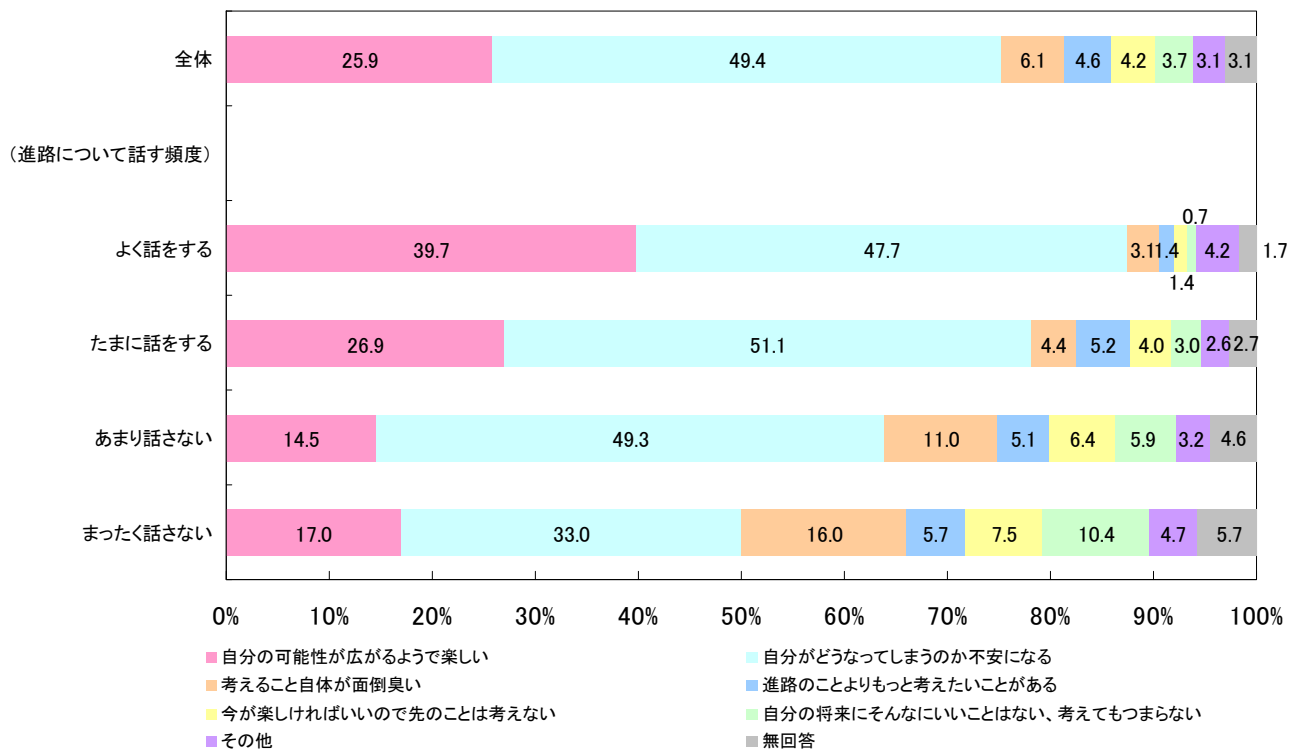
Q. 目指している人やあこがれている人はいるか



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

進路を考える時の高校生の気持ち

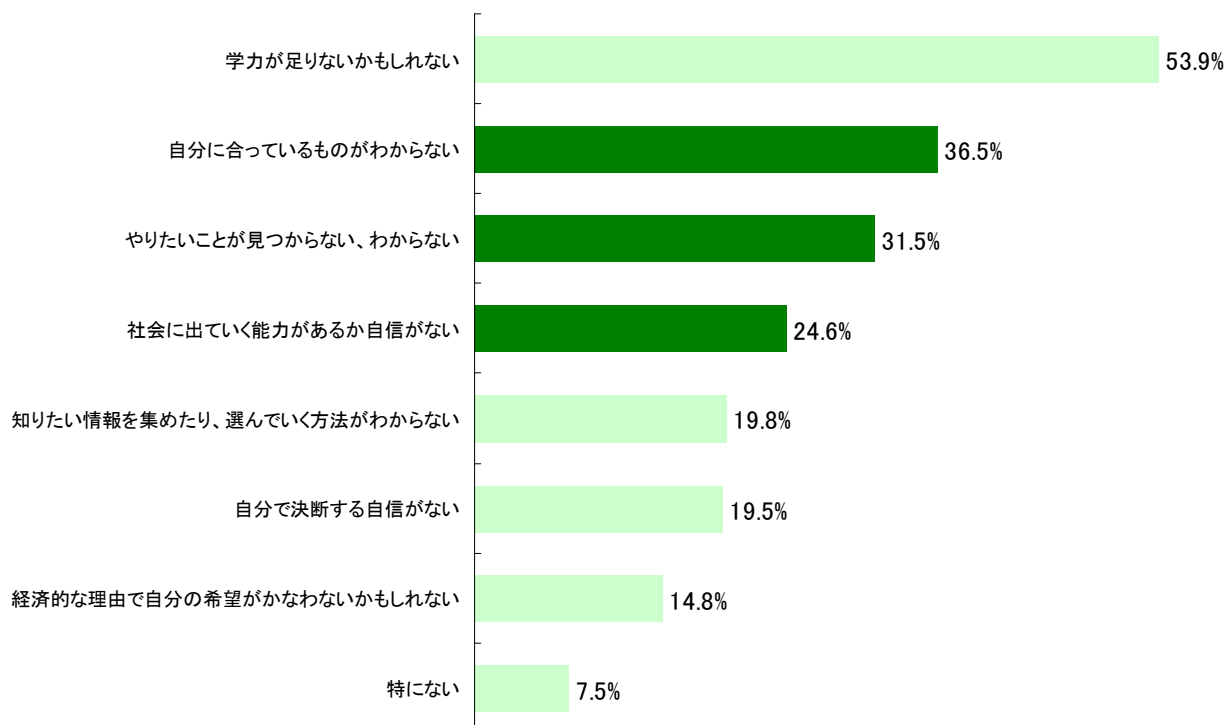
「自分がどうになってしまうのか不安になる」という者が約半数。「自分の可能性が広がるように楽しい」という者（約26%）を大きく上回っている



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

進路選択に関する高校生の気掛かり

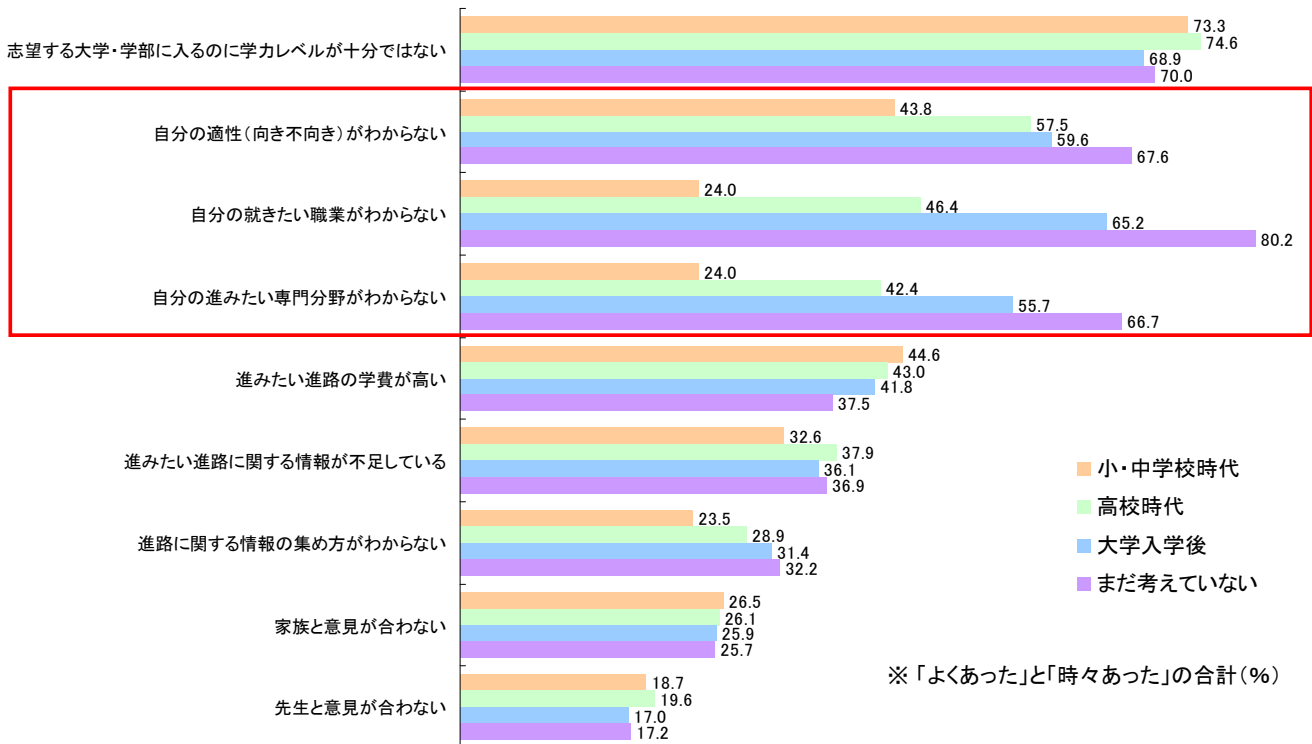
学力に対する不安に次いで、「自分に合っているものがわからない」「やりたいことが見つからない、わからない」「社会に出て行く能力があるか自信がない」が気掛かり



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

進路を選択するときの悩み（職業を意識した時期別）

大学生は、高等学校時代に、学力のほか、自分の適性や就きたい職業、進みたい専門分野について悩んでいたと回答。こうした傾向は、職業を意識した時期が遅いほど顕著



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振返り調査 -大学生を対象として-

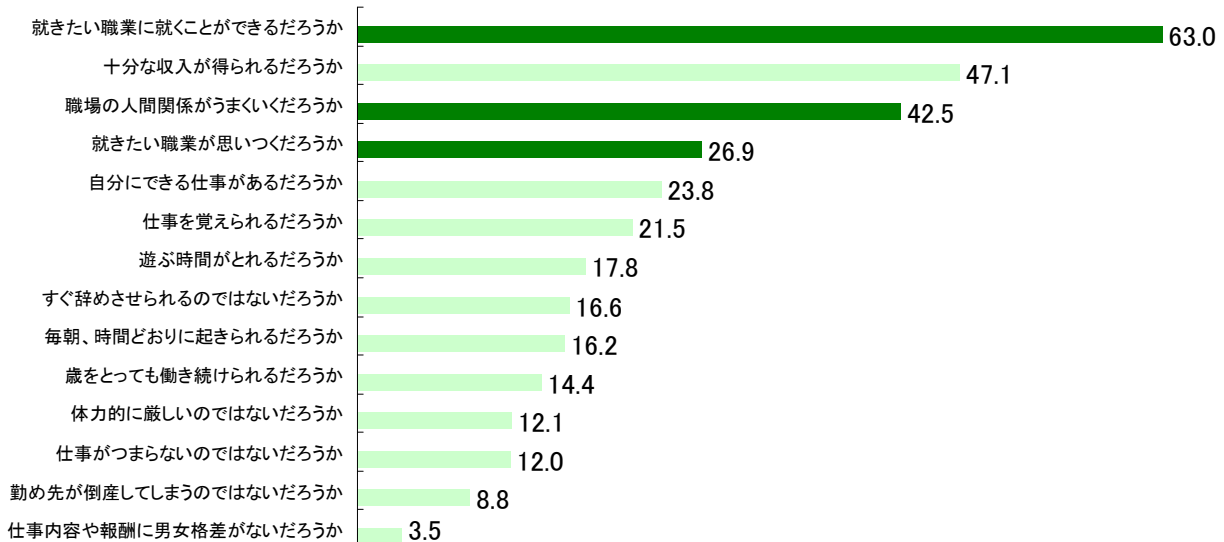
働くことに関する高校生の気掛かり

約7割の高校生が、将来働くことについて気掛かりなことがあると回答。就きたい職業にどのようなすれば就けるのかという道筋が分からないと感じている者や職場の人間関係に不安を感じている者が多い一方、「就きたい職業が思いつくだろうか」という者も約27%存在

＜将来働くことについて気掛かりなことがあるか＞



＜働くことについてどんなことが気掛かりか＞ (気がかりなことがあると回答した者・5つまで回答)



(出典) (社)全国高等学校PTA連合会・(株)リクルート「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009)

高等学校を中途退学する理由

「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」ことを中途退学の理由としている者が、約2割存在

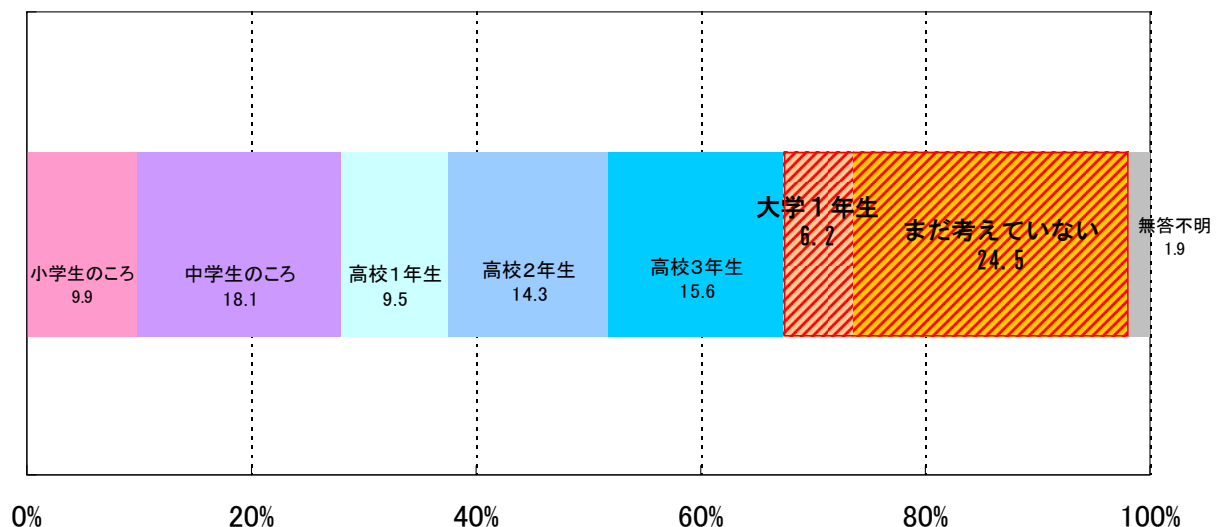
事由	人数(人)	構成比(%)
学力不振	4,297	7.5
学校生活・学業不適応	22,383	39.3
(もともと高校生活に熱意がない)	(8,993)	(15.8)
(授業に興味がない)	(3,484)	(6.1)
(人間関係がうまく保てない)	(4,242)	(7.4)
(学校の雰囲気合わない)	(3,044)	(5.3)
(その他)	(2,620)	(4.6)
進路変更	18,694	32.8
病気・けが・死亡	2,298	4.0
経済的理由	1,647	2.9
家庭の事情	2,543	4.5
問題行動等	3,144	5.5
その他の理由	1,942	3.4
計	56,948	100.0

(注) 中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択

(出典) 文部科学省「平成21年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

大学1年生が職業を意識した時期

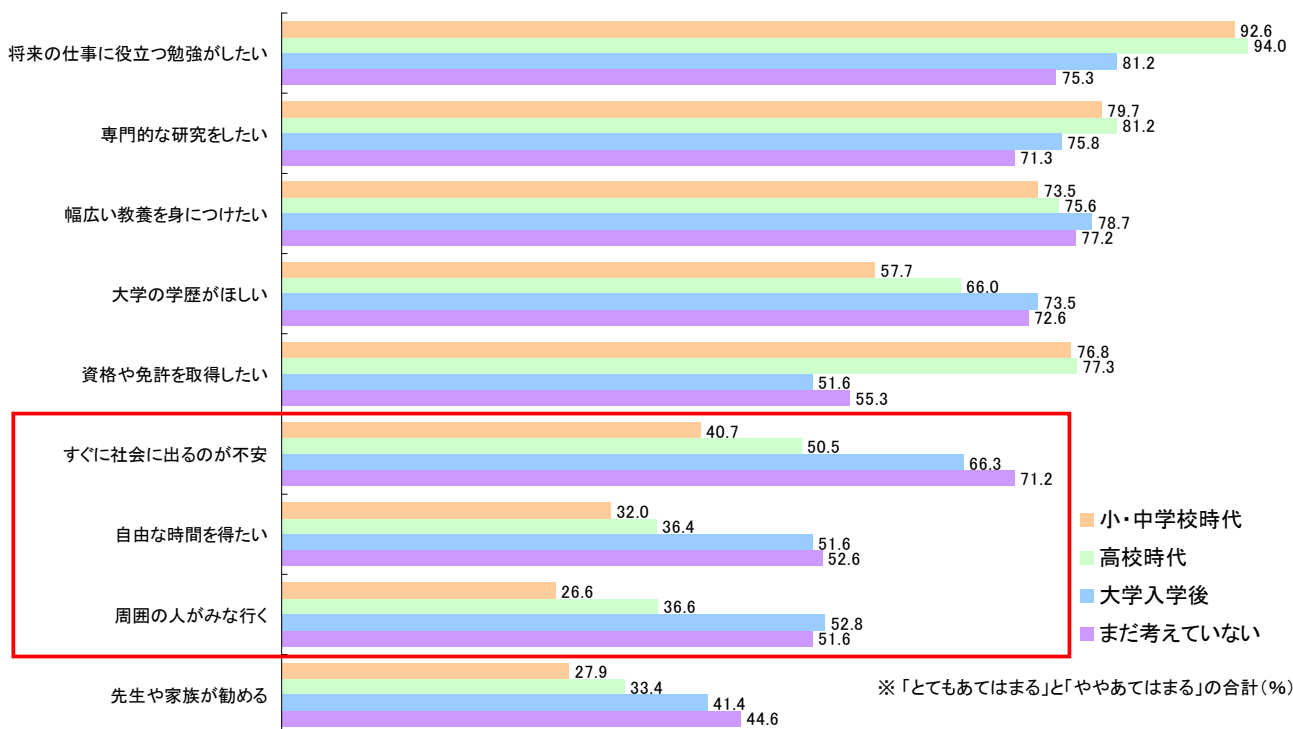
約31%が高等学校卒業以前に職業を意識したことがないと回答



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-」

大学への進学理由（職業を意識した時期別）

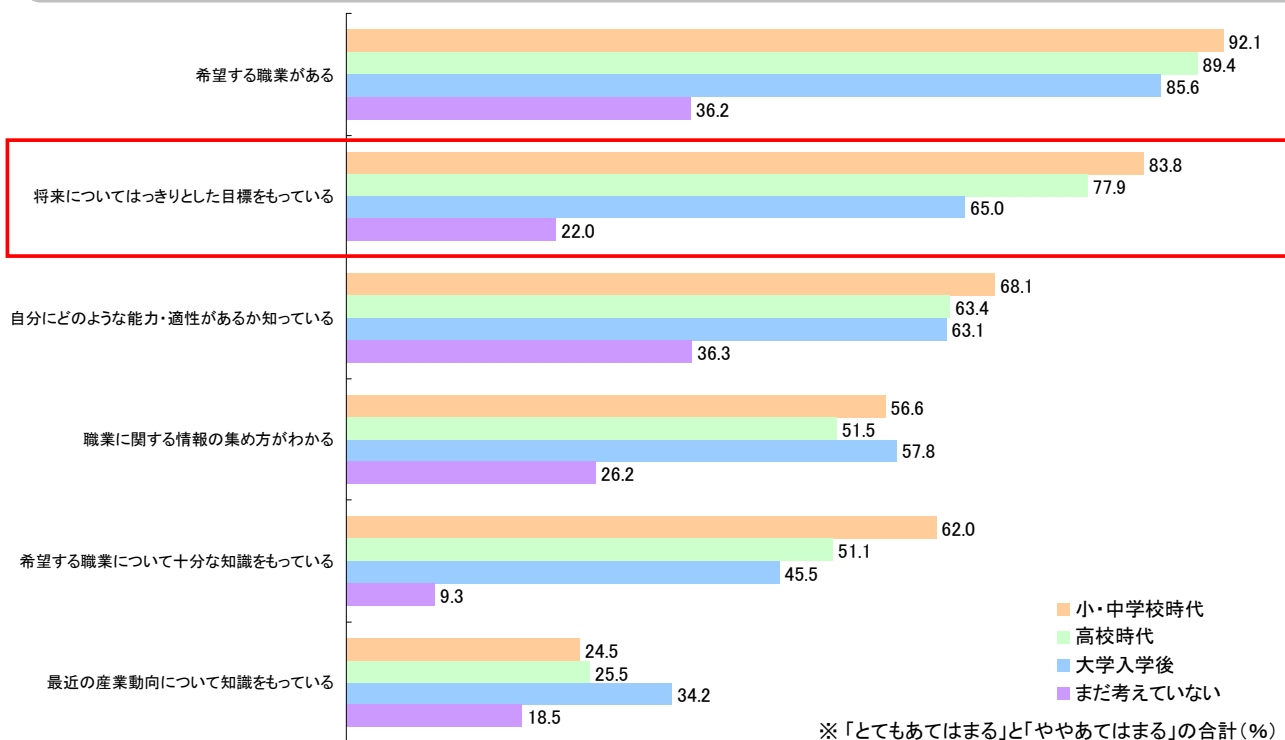
職業を意識した時期が遅い者ほど、大学への進学理由を「すぐに社会に出るのが不安」「自由な時間を得たい」「周囲の人がみな行く」と考える傾向



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-

大学生の職業に関する意識（職業を意識した時期別）

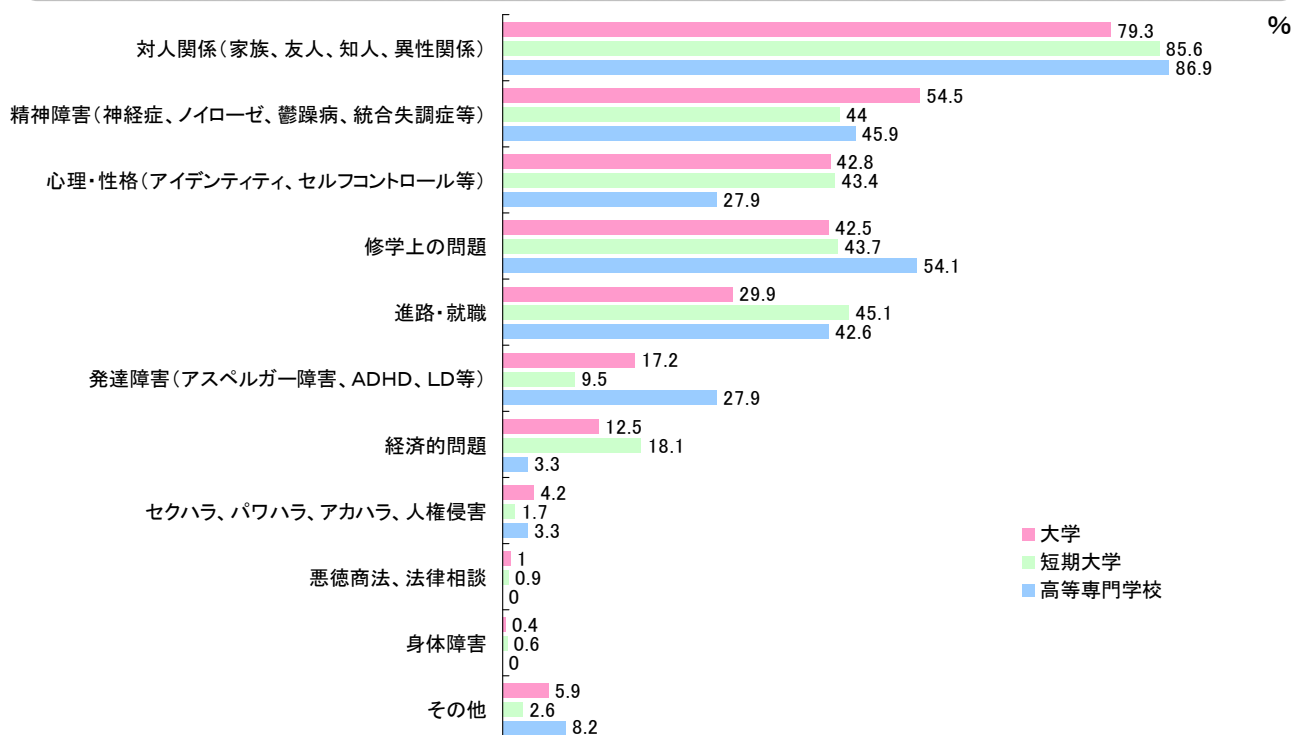
高等学校卒業以前に職業を意識した者が、大学入学後に意識した者やまだ考えていない者に比べ、将来についてはっきりした目標をもっている



(出典) Benesse教育研究開発センター「平成17年度 経済産業省委託調査 進路選択に関する振り返り調査 -大学生を対象として-

最近の学生相談の内容

約8割の大学等において「対人関係（家族、友人、知人、異性関係）」に関する相談内容が増加していると回答



(出典) 日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」(平成20年度)

高等教育段階の中途退学者の現状

中途退学の理由は、学業不振や学校生活への不適應が約1割から約2割、経済的理由や転学・就職が約4割から約5割、その他の理由が約3割から約4割

【中途退学者の状況(学校種別)平成20年度末(3月20日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)
学業不振	654	9.3%	137	9.8%	5,565	14.0%	180	14.9%	6,536	13.2%
学校生活不適應	143	2.0%	77	5.5%	2,072	5.2%	67	5.6%	2,359	4.8%
経済的理由	624	8.9%	143	10.2%	6,944	17.5%	4	0.3%	7,715	15.6%
就職	1,406	20.1%	159	11.4%	4,851	12.2%	117	9.7%	6,533	13.2%
転学	786	11.2%	269	19.2%	5,616	14.1%	479	39.7%	7,150	14.5%
海外留学	60	0.9%	15	1.1%	216	0.5%	0	0.0%	291	0.6%
病気・けが・死亡	351	5.0%	111	7.9%	2,775	7.0%	35	2.9%	3,272	6.6%
その他	2,969	42.4%	507	36.3%	11,558	29.0%	325	26.9%	15,359	31.1%
合計	6,998	99.9%	1,398	101.4%	39,791	99.5%	1,207	100.0%	49,394	99.6%

【中途退学者の状況(学校種別)平成19年度末(3月31日時点)】

理由	国立		公立		私立		高専		計	
	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)	退学者数(人)	構成比(%)
学業不振	979	9.3%	168	9.6%	6,703	13.5%	220	13.5%	8,070	12.7%
学校生活不適應	239	2.3%	105	6.0%	2,761	5.6%	108	6.6%	3,213	5.1%
経済的理由	932	8.9%	169	9.7%	7,780	15.7%	12	0.7%	8,893	14.0%
就職	2,171	20.7%	230	13.2%	6,565	13.3%	168	10.3%	9,134	14.4%
転学	1,190	11.3%	338	19.4%	7,362	14.9%	574	35.3%	9,464	14.9%
海外留学	60	0.6%	17	1.0%	464	0.9%	3	0.2%	544	0.9%
病気・けが・死亡	451	4.3%	97	5.6%	3,293	6.6%	41	2.5%	3,882	6.1%
その他	4,483	42.6%	640	36.7%	14,335	28.9%	509	31.3%	19,987	31.5%
合計	10,512	99.9%	1,743	101.2%	49,541	99.4%	1,625	100.6%	63,421	99.6%

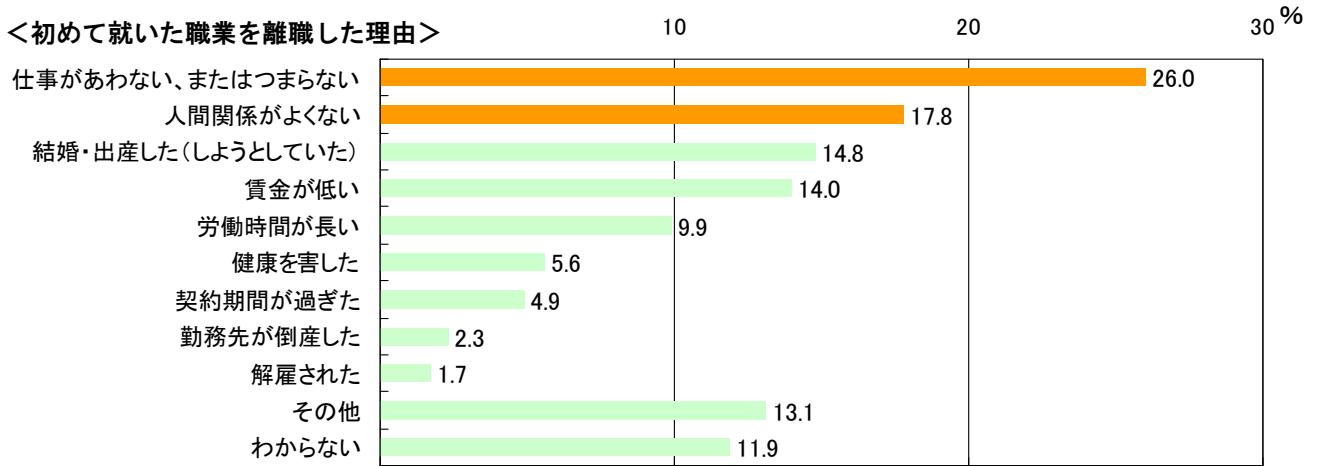
(資料) 各大学等の授業料滞納や中退等の状況調査(平成21年3月20日時点及び平成20年3月31日時点)

(1) 調査対象: 国・公・私立大学、公・私立短期大学、高等専門学校 1,225校

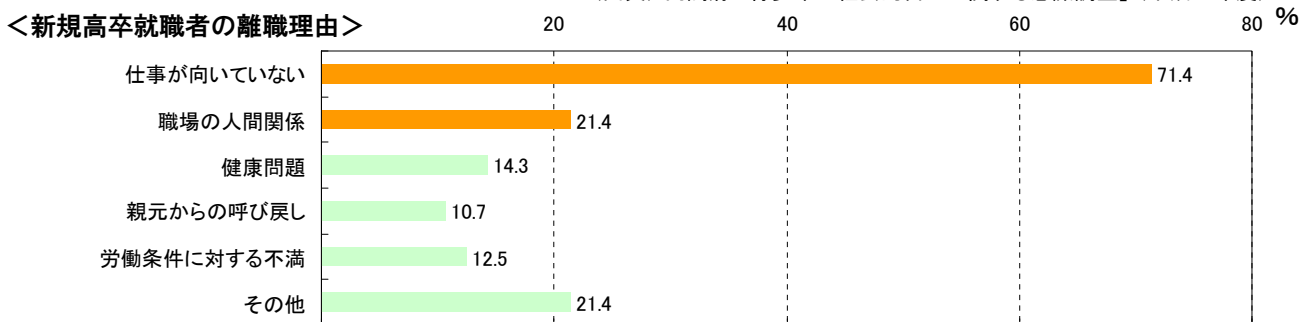
(2) 有効回答: 計1,148校(93.7%)

職業を離職した理由

「仕事があわない・つまらない」「人間関係がよくない」が離職理由の上位

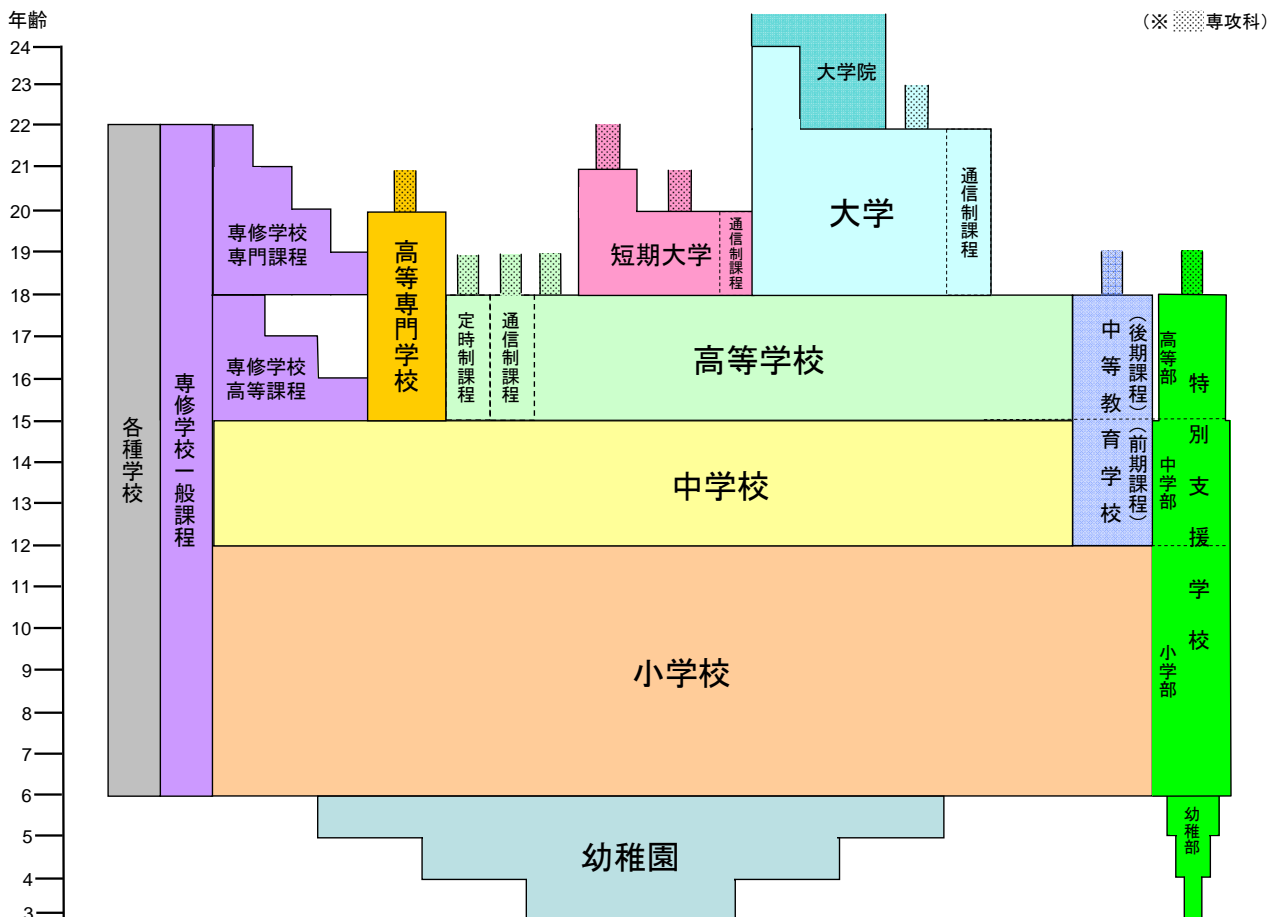


(出典) 内閣府「青少年の社会的自立に関する意識調査」(平成16年度)



(出典) 東京経営者協会「平成21年3月新規高校卒業予定者の採用に関するアンケート調査」

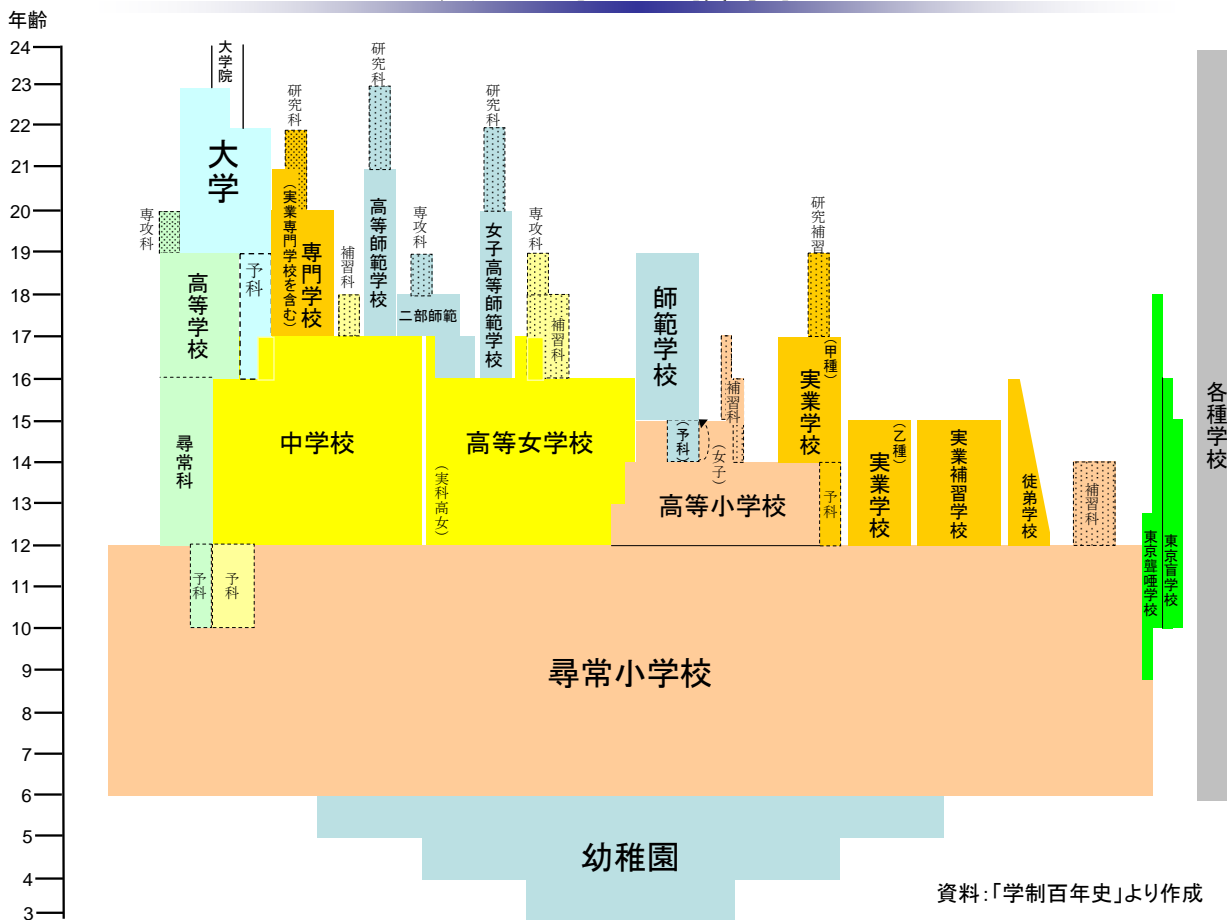
日本の学校系統



各学校種の主な制度

	高等学校	専修学校	高等専門学校	短期大学	大学
目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
入学資格	中学校等を卒業した者等	高等課程： 中学校等を卒業した者等 専門課程： 高等学校等を卒業した者等	中学校等を卒業した者等	高等学校等を卒業した者等	
修業年限	3年 (定時制・通信制：3年以上)	1年以上	5年 (商船：5年6月)	2年又は3年	4年 (医・歯・薬・獣医：6年)
卒業・修了要件	74単位以上	1年以上在学 年間授業時数800時間以上 (大学に編入できる専門課程：2年以上、1700時間以上) (専門士の称号を得られる専門課程：2年以上、1700時間以上) (高度専門士の称号を得られる専門課程：4年以上、3400時間以上)	167単位以上 (うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上)	2年以上在学、62単位以上 (修業年限3年の短大：3年以上在学、93単位以上)	4年以上在学、124単位以上 (医・歯：6年以上、188単位以上) (薬学：6年以上、186単位以上) (うち実習20単位以上) (獣医：6年以上、182単位以上)
教職員	置くべき職員： 校長、教頭、教諭、事務職員 置くことのできる職員： 副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭等	置くべき職員： 校長、相当数の教員	置くべき職員： 校長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 講師、技術職員等	置くべき職員： 学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員 置くことのできる職員： 副学長、学部長、講師、技術職員等	
設置者	国、地方公共団体、学校法人	国、地方公共団体の他、次に該当する者 ・専修学校経営に必要な経済的基礎 ・専修学校経営に必要な知識・経験 ・社会的信望	国、地方公共団体、学校法人		
設置認可	市町村立：都道府県教育委員会 私立：都道府県知事		文部科学大臣		

大正8年の学校系統



職業に関する学校教育の経緯(高等教育を中心に)

明治前期

我が国が近代的な国家形態を取り、また教育的には近代的な学校制度を確立した時代。
当時の社会情勢から、国民一般の教育と国家の指導者の教育に急で、産業教育には力が及ばなかった時代

○ 明治5年(1872年) 「学制」頒布

- ・学校を小学・中学・大学として組織
大学：高尚な諸学を教える専門科の学校。(明治10年に東京大学創設)
中学校：小学校を経た生徒に普通の学科を教える学校。(工業学校・商業学校・農業学校などを含む。)
- ・「学制」に専門学校を追加(6年)
専門学校：外国教師にて教授する高尚な学校。卒業者には学士の称号を付与。当初は、農・商・工の各学校が中心
- ・工学校(工部省)、法学校(司法省)、札幌農学校など、産業関係各省の所管の下に産業教育を実施する施設が創設

○ 明治12年(1879年) 「教育令」公布

- ・「学制」が廃止され、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、その他各種学校に整備
大学校：法学、理学、医学、文学等の専門諸科を授ける学校
中学校：高等な普通学科を授ける学校
専門学校：専門一科の学術を授ける学校
- ・教育令を改正し、農学校、商業学校、職工学校を追加(13年)
農学校：農耕の学業を授ける学校
商業学校：商売の学業を授ける学校
職工学校：百工の職芸を授ける学校
- ・この頃から、私立の専門学校が相次いで創立(後に、私立大学に発展)。
主には、外国語教育、宗教関係、医学関係、政治法律関係
- ・「農学校通則」(16年)、「商業学校通則」(17年)が制定され、産業教育制度の整備が開始

○ 明治19年(1886年) 「中学校令」「帝国大学令」公布

- ・東京大学を帝国大学に改称
帝国大学：国家の須要に応ずる学術技芸を教授し、及びその蘊奥を攻究することを目的
- ・この頃、工部大学校等の他省の教育施設を文部省に移管し、大学に合併
- ・「中学校令」では、中学校を実業教育と大学予備教育の両方を行う学校と位置付け、高等中学校と尋常中学校の2種類に分類
中学校：実業に就こうと欲し、又は高等の学校に入ろうと欲するものに必要な教育をなす学校
- ・高等中学校は、帝国大学への基礎教育機関として普通教育を中心に発展し、実務教育は発展せず

明治後期

我が国の産業が日清戦争、日露戦争を契機として著しく発展し、実業教育制度が成立した時代

○ 明治27年(1894年) 「高等学校令」公布

- ・高等中学校を「高等学校」と改称
高等学校：専門学科を教授することを原則とし、特に帝国大学に入学する者のために予科を設けることができる制度
- ・この頃、初等教育、中等教育においても、実業教育の体制が整備(実業補習学校、徒弟学校、簡易農学校など)
- ・実業教育費国庫補助法の成立(27年)。その後、各種実業学校が増加

○ 明治32年(1899年) 「中学校令」「実業学校令」「高等女学校令」公布

- ・中学校の位置付けを変更
中学校：男子に必要な高等普通教育をなす学校
- ・実業学校として、工業学校、農業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校を整備
実業学校：工業、農業、商業等の実業に従事する者に必要な教育をなすことを目的

○ 明治36年(1903年) 「専門学校令」公布、「実業学校令」改正

- ・これまで統一的な方策のなかった専門学校を制度化し、実業教育制度が確立。
専門学校：高等の学術技芸を教授する学校
- ・実業学校で高等の教育を行うものを実業専門学校とし、専門学校令の定めるところによることとし、実業学校から分離
- ・1年半程度の予科を持つ私立の専門学校については「大学」の名称を付けることを認可。これを受け、一部の私立の専門学校が「大学」の名称に改称

大正時代

第一次世界大戦を中心として飛躍的に拡大した産業に即応して、量的に発展した時代

○ 大正7年(1918年) 「大学令」「高等学校令」公布

- ・これまで帝国大学のみであった大学制度を改善。総合大学だけでなく、単科大学の設置、公立・私立の大学を認める。
大学：国会に必要なる学術の理論及び応用を教授し並びにその蘊奥を攻究することを目的とし、兼ねて人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意すべきもの
- ・「高等教育機関拡張計画」(7年)により、専門学校、実業専門学校などが増加。多くの専門学校が大学に移行
- ・高等学校は、大学予科としての性格から、高等普通教育機関の一つに位置付けを変更。公立・私立の高等学校を認める
高等学校：男子の高等普通教育を完成することを目的とし、特に国民道徳の充実に力むべきもの
- ・「実業学校令」「実業補習学校規程」の改正(9年)。実業補習教育を充実

**昭和初期から
戦時下**

世界的な経済恐慌に見舞われ、我が国経済も不況に陥り、学校における実業教育が厳しく批判され、別の産業教育機関が設けられるなどとともに、学校教育の改善が試みられた時代
戦時下では、我が国の産業が戦時体制に切り替えられ、教育もまたこれに即応するように刷新され、産業教育は一面には盛んになったが、一面には商業教育のように不振になった時代

戦後以降

○ 昭和22年（1947年） 「教育基本法」「学校教育法」公布

- 旧制の大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校、青年師範学校などの高等教育機関をすべて単一な4年制の新制大学に再編
大学：大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的
- 旧制専門学校の中に整備が遅れ新制大学への切り替えが見込まれないものがあったため、暫定措置として短期大学制度を発足（25年）
- 実業教育費国庫補助法を廃止し、「産業教育振興法」が成立（26年）
- 「専科大学」の創設を内容とする学校教育法の改正法案が国会に提出されたが、成立せず（33年）
- 国民所得増進計画の策定に伴い、技術者養成の要望の高まりから、工業教育を主体とする高等専門学校を創設（36年）
- 暫定的な制度であった短期大学を恒久的制度に改正（39年）
- 各種学校は、戦後、主として職業、家政その他實際生活に必要な知識・技術を修得させることを目的とする実用的・専門的な教育機関として発展。その後、専修学校制度が創設（50年）
(参考文献)「学制百年史」「産業教育百年史」(文部省)

(参考1) 旧制学校時の設置者別学校種別学校数

	中等教育				高等教育			各種学校
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治 16	173	7	22			64	1	1,275
国立	1	1				2	1	
公立	166	6	11			33		47
私立	6		11			29		1,228
明治 36	249	91	237	1,349	8	47	2	1,986
国立	1	1	1	1	8	15	2	
公立	209	82	220	1,284		4		678
私立	39	8	16	64		28		1,308
大正 12	468	685	745	14,975	25	121	31	1,694
国立	2	3	2	4	23	40	11	
公立	375	544	654	14,873		6	4	450
私立	91	138	89	98	2	75	16	1,244
昭和 8	554	975	1041	15,140	32	171	45	1,950
国立	2	3	1	3	25	50	18	
公立	434	730	748	15,077	3	11	2	157
私立	118	242	293	60	4	110	25	1,793

(参考2) 旧制学校時の設置者別学校種別在学者数

	中等教育				高等教育			各種学校
	中学校	高等女学校	実業学校	実業補習学校	高等学校	専門学校	大学	
明治 16	14,763	450	743			7,148	1,650	58,279
国立	219	101				382	1,650	
公立	13,929	349	354			3,321		2,664
私立	615		389			3,445		55,615
明治 36	98,000	25,719	31,160	60,823	5,074	22,445	4,543	114,677
国立	339	333	128	207	5,074	6,799	4,543	
公立	81,941	22,813	28,247	57,376		1,468		25,124
私立	15,720	2,573	2,785	3,245		4,178		89,553
大正 12	246,739	239,401	179,860	1,024,774	13,734	54,233	38,731	209,885
国立	854	1,272	148	736	13,379	15,320	15,149	
公立	104,432	182,374	147,748	1,018,712		1,768	1,638	24,690
私立	54,154	55,755	31,964	5326	355	37,145	21,944	185,195
昭和 8	327,261	371,807	316,845	1,271,530	20,300	90,262	70,893	209,674
国立	974	1,271	169	580	15,689	23,064	27,901	
公立	272,649	278,384	222,761	1,263,028	2,262	3,396	1,432	12,889
私立	53,638	92,152	93,915	7,922	2,349	63,802	41,560	196,785

大学・短期大学・高等専門学校の制度創設の経緯

- 昭和22年** 学校教育法の制定により、旧制の学校制度における、大学、高等学校、専門学校、高等師範学校などの諸機関を、**四年制の新制大学に一本化した**。
- 昭和24年** 新制大学への切り替えに際し、旧制の専門学校の一部は、教員組織、施設・設備等が不十分であるため、四年制大学へ転換できなかった。旧制の専門学校をそのまま存続させることはできなかったため、学校教育法の一部改正により、**暫定措置として、修業年限二年又は三年の大学を設け、これを短期大学と称することとした**。

中央教育審議会「短期大学制度の改善についての答申」(抄) (昭和31年12月)

- 短期大学制度を恒久的な制度とし、高等学校教育の基礎の上に、主として職業又は實際生活について専門の学芸を教授研究する機関とする。
- 一貫して充実した専門教育を授けるため、必要な場合は、高等学校の課程を包含する短期大学(あるいはその他の名称)を認める。
- 短期大学は、専門教育を行う完成教育機関であって、四年制大学とは別個のものであり、したがってその目的・性格は異なるものであって、これに関する規定を設ける場合も両者を明確に区別する必要がある。

中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について(答申)」(抄) (昭和32年11月)

今日、**産業界において、旧制工業専門学校の卒業者に相当する技術者の要望が強いが、現在、理工系の短期大学は、数も少なく内容もふじゅうぶんで、科学技術教育の面で大きな寄与をしているとはいえない**。我が国においては、大企業と並んで中・小企業も大きな部分を占めているので、このような技術者の養成は急務と思われる。そのためには、さきに答申したとおり、次の処置が必要である。

- 短期大学の目的、性格を明らかにし、その制度および内容の改善を図ること。
- 短期大学と高等学校を合わせた**五年制又は六年制の技術専門の学校を早急に設けること**。

- 昭和36年** 学校教育法の一部改正により、大学とは別の高等教育機関として、修業年限を五年とする「**高等専門学校**」制度を創設。
- 「研究」を学校の目的としないことで、大学との違いを明確化
(※ただし、設置基準において、研究に関する努力規定を置いている)
 - 「**實際生活に必要な能力の育成**」を目的としないことで、専門職業教育機関であることを明確化
(※ただし、設置基準において、技術者としての専門教育のみでなく、社会人として必要な教養としての一般教育を行うこととされている)

- 昭和39年** 暫定的な制度として発足した短期大学について、
- 四年制大学に比し、保護者や学生の経済的負担を軽減する
 - 短期間における**実際的な専門職業教育**を施す
 - 特に、女子の高等教育の場として**適切**である
- ことなどから、高等教育機関として独自の重要な地位と役割を占めるに至ったことを受け、学校教育法の一部改正により、**短期大学制度を恒久化**。

専修学校の制度創設の経緯

昭和22年 明治時代から、様々な分野において教育の普及と発展に貢献してきた各種学校について、学校教育法の制定により、「第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。」として位置付け。

中央教育審議会「私立学校教育の振興についての答申」(抄)(昭和30年9月)

各種学校については、その学校数および種類がきわめて多く、質的にも千差万別の現状であるので、これが実態をすみやかに調査し、本制度の健全なる発達について今後じゅうぶん検討を行うこと。

中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について(答申)」(抄)(昭和41年10月)

- ① 各種学校の健全な発展とこれに対する指導育成の基礎を固めるため、その目的・性格を明らかにする。
- ② 各種学校のうち後期中等教育段階の青少年を対象とする課程については、必要な基準を整備し、各種学校としての特色を生かしながら一般的な水準の維持向上を図る。この場合、その卒業者が、できるかぎり各種の職業上その他の資格を取得できるよう配慮する。
- ③ 前項の課程において充実した教育が行なわれるよう必要な奨励措置を講ずる。

当時の各種学校制度の課題

規模・水準等において、きわめて多様な内容をもつものを「学校教育に類する教育を行うもの」として一括して取り扱っており、その教育の適切な振興を図る上で困難な点があった。

昭和50年 学校教育法の一部改正により、専修学校制度を創設。従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する、組織的な教育を行うものを専修学校として位置づけ、その教育の振興を図ることとした。

専修学校制度の創設の趣旨

- ① 目的の明確化：職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的
- ② 範囲の明確化：修業年限(一年以上)、授業時数(政令で定める時数)、生徒数(常時40人以上)を基準
- ③ 継続教育を行う類型の明確化：一般課程のほか、高等課程・専門課程を設ける
- ④ 設置者、設置基準、教員資格等に関する規定の整備

教育の目的・目標規定

○教育の目標規定

個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。(教育基本法第2条第2号)

○学校教育の目的・目標規定

義務教育

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。(教育基本法第5条第2項)

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(学校教育法第21条)

高等学校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第50条)

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

専修学校

第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。(学校教育法第124条)

高等専門学校

高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。(学校教育法第115条)

大学

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。(学校教育法第83条)

短期大学

大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。(学校教育法第108条)

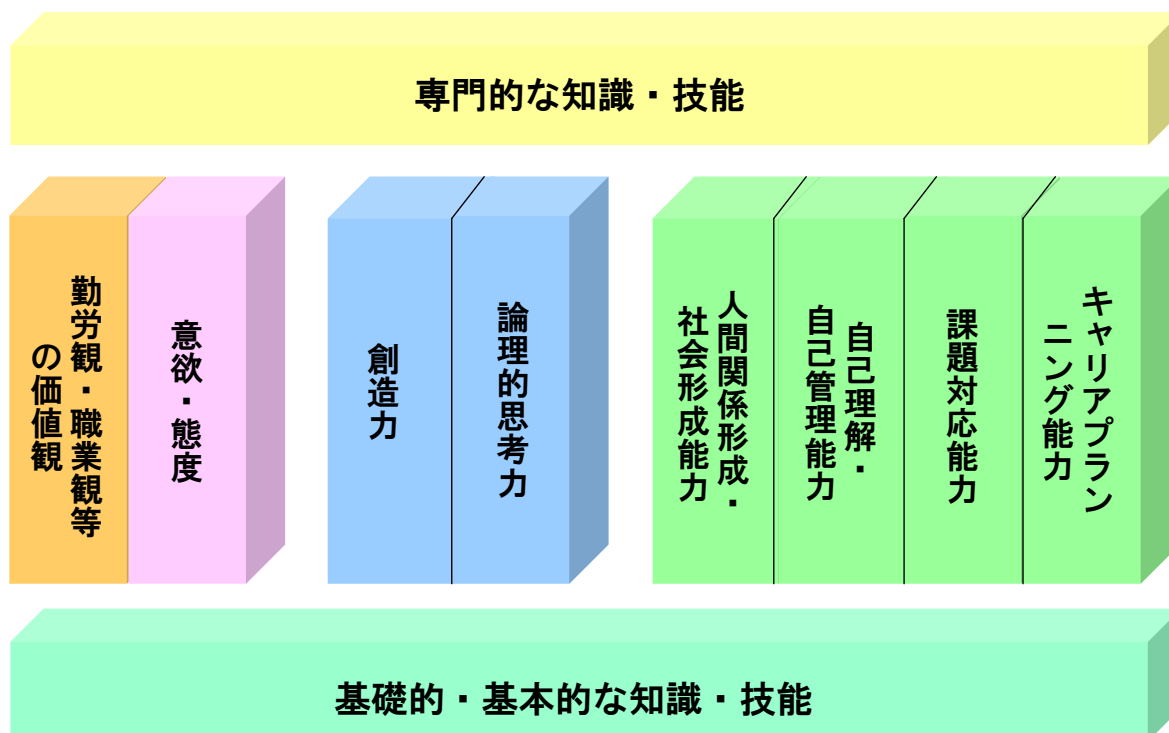
後期中等教育、高等教育機関の学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数(比率)	学生・生徒数 (比率)	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,116	3,360,110	0.3% (15)	73.9% (3,780)	25.8% (1,321)	
普通科		2,431,193 (72.4%)	—	—	—	普通科72.4% 農業2.6% <u>工業7.9%</u> 商業6.6% 水産0.3% 家庭1.3% 看護0.4% 情報0.1% 福祉0.3% 総合学科5.1% その他3.0%
専門学科		756,818 (22.5%)	—	—	—	
総合学科		172,099 (5.1%)	—	—	—	
高等専修学校 (専修学校高等課程)	489	38,453	1.0% (5)	1.4% (7)	97.6% (477)	工業11.6% 農業0.02% <u>医療35.2%</u> 衛生14.7% 教育・社会福祉2.6% 商業実務18.8% 服飾・家政8.6% 文化・教養8.4%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,902	564,747	0.3% (10)	6.9% (199)	92.8% (2693)	工業13.3% 農業0.8% <u>医療34.4%</u> 衛生12.2% 教育・社会福祉6.8% 商業実務10.3% 服飾・家政3.3% 文化・教養18.9%
高等専門学校	60	55,828	85.0% (51)	10.0% (6)	5.0% (3)	商船学科2.0% <u>工業学科96.6%</u> その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科、国際
短期大学	395	149,634	0.0% (0)	6.6% (26)	93.4% (369)	人文科学11.3% 社会科学11.9% 教養1.4% 工業3.0% 農業0.9% 保健8.3% 家政20.6% <u>教育30.4%</u> 芸術4.1% 社会
大学	778	2,887,396	11.1% (86)	12.2% (95)	76.7% (597)	人文科学15.2% <u>社会科学34.9%</u> 理学3.2% 工学15.7% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.4% 家政2.7% 教育6.5%
専門職大学院	128	23,196	35.2% (45)	4.7% (6)	60.2% (77)	人文科学1.1% <u>社会科学84.7%</u> 工学1.5% 医・歯学0.9% 教育7.1% その他4.7%

※通信教育については含まない。
 ※高等学校の学校数は、複数の学科を併置する学校があるため、各学科の総計と異なる。
 ※学生・生徒数については本科、学部のみ。
 ※国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース。
 ※専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料：文部科学省「学校基本調査」(平成22年度)

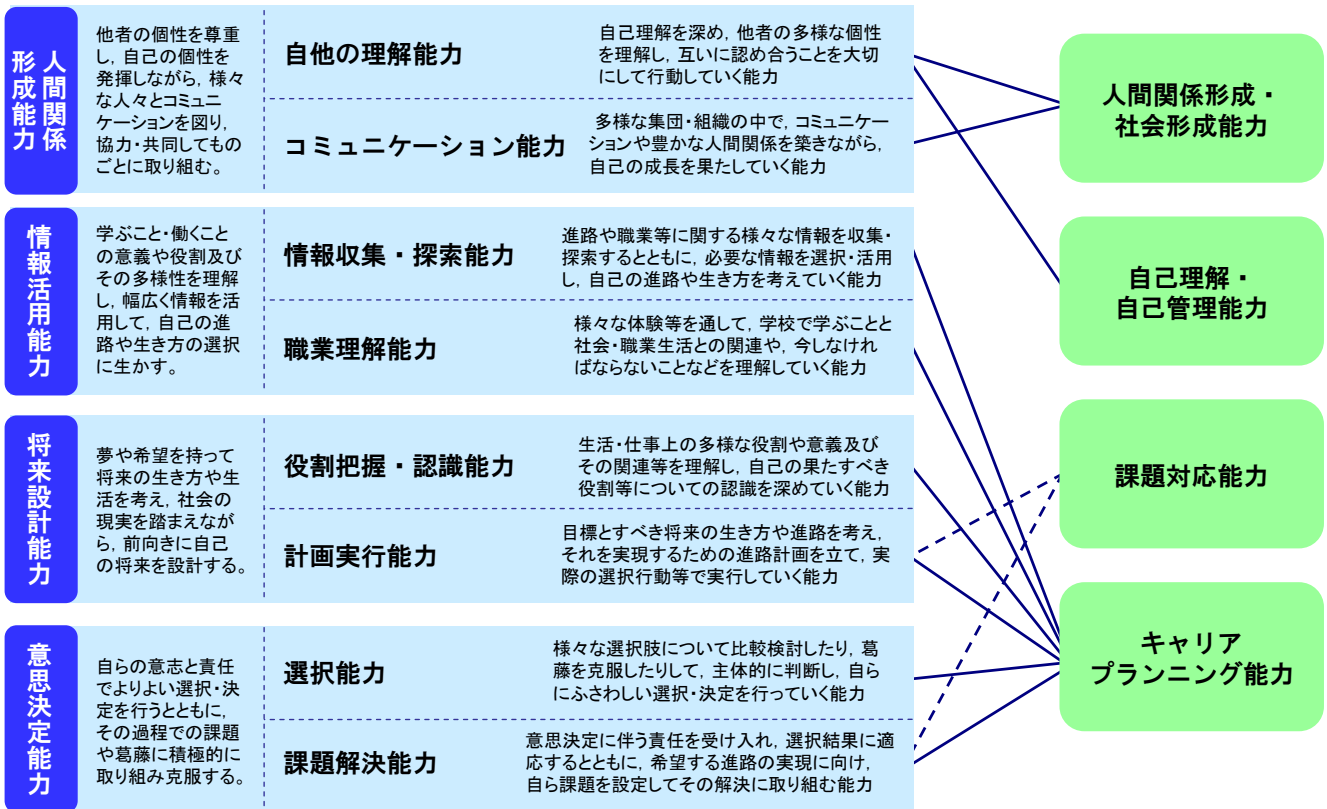
「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の構成



「キャリア発達にかかわる諸能力(例)」と「基礎的・汎用的能力」の関係(イメージ)

キャリア発達にかかわる諸能力(例)

※事務局において作成



「生きる力」

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切。

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

※「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、OECDのいう「主要能力(キー・コンピテンシー)」を先取りしたもの

→新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指す

<「生きる力」をはぐくむに当たって重要な要素の例として整理された内容>

- 自己に関すること (例) 自己理解(自尊・自己肯定)・自己責任(自律・自制)、健康増進、意思決定、将来設計
- 自己と他者との関係 (例) 協調性・責任感、感性・表現、人間関係形成
- 自己と自然などとの関係 (例) 生命尊重、自然・環境理解
- 個人と社会との関係 (例) 責任・権利・勤労、社会・文化理解、言語・情報活用、知識・技術活用、課題発見・解決

※今回の改訂のポイント

- 教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直し

教育の目標に新たに規定された内容

- ・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
- ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

- 学力の重要な3つの要素を育成

- ・基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる
- ・知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ
- ・学習に取り組む意欲を養う

- 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

「学士力」

学士課程の各専攻分野を通じて培う力。教養を身に付けた市民として行動できる能力。

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
情報通信技術(ICT)を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

資料：中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)

「人間力」

社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力

※ 次のような要素を総合的にバランスよく高めることが、人間力を高めることと定義

構成要素	内容
知的能力的要素	「基礎学力(主に学校教育を通じて修得される基礎的な知的能力)」、「専門的な知識・ノウハウ」を持ち、自らそれを継続的に高めていく力。また、それらの上に応用力として構築される「論理的思考力」、「創造力」など
社会・対人関係力的要素	「コミュニケーションスキル」、「リーダーシップ」、「公共心」、「規範意識」や「他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高めあう力」など
自己制御的要素	上記の要素を十分に発揮するための「意欲」、「忍耐力」や「自分らしい生き方や成功を追求する力」など

資料：内閣府「人間力戦略研究会報告書」(平成15年4月)

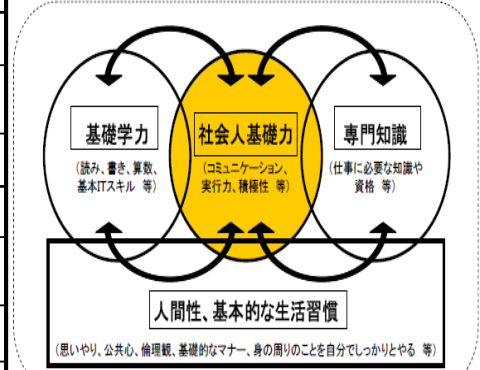
「社会人基礎力」

組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力

分類	能力要素	内容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力 例)指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力 例)「よろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。
	実行力	目的を設定し確実に行動する力 例)言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力 例)目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力 例)課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。
	創造力	新しい価値を生み出す力 例)既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力 例)自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力 例)相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力 例)自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力 例)チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力 例)状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力 例)ストレスを感じることもあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

(職場や地域社会で活躍する上で必要となる能力について)

※それぞれの能力の育成については、小・中学校段階では基礎学力が重視され、高等教育段階では専門知識が重視されるなど、成長段階に応じた対応が必要となる。



資料:経済産業省「社会人基礎力に関する研究会-中間取りまとめ-」(平成18年1月)

「就職基礎能力」

企業が採用に当たって重視し、基礎的なものとして比較的短期間の訓練により向上可能な能力

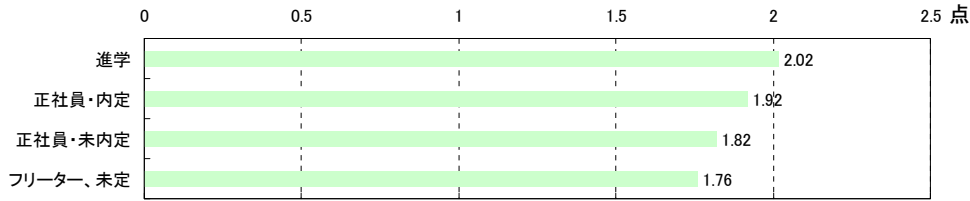
事務・営業の職種について、就職基礎能力のそれぞれの能力の具体的な内容についてレベル分け(=基礎(高校卒業レベル)、応用(大学卒業レベル))を行い、「就職基礎能力修得の目安」として整理

能力	要素	内容
コミュニケーション能力	意思疎通	自己主張と傾聴のバランスを取りながら効果的に意思疎通ができる
	協調性	双方の主張の調整を図り調和を図ることができる
	自己表現力	状況にあった訴求力のあるプレゼンができる
職業人意識	責任感	社会の一員として役割の自覚を持っている
	向上心・探求心	働くことへの関心や意欲を持ちながら進んで課題を見つけ、レベルアップを目指すことができる
	職業意識・勤労観	職業や勤労に対する広範な見方・考え方をもち、意欲や態度等で示すことができる
基礎学力	読み書き	職務遂行に必要な文書知識を持っている
	計算・数学的思考	職務遂行に必要な数学的な思考方法や知識を持っている
	社会人常識	社会人として必要な常識を持っている
ビジネスマナー	基本的なマナー	集団社会に必要な気持ちの良い受け答えやマナーの良い対応ができる
資格取得	情報技術関係	社会人として必要なコンピュータの基本機能の操作や情報処理・活用ができる
	経理・財務関係	社会人として必要な経理・会計、財務に関する知識を持ち活用ができる
	語学力関係	社会人として必要な英語に関する知識を持ち活用ができる

資料:厚生労働省「若年者の就職能力に関する実態調査」結果(平成16年1月)

生徒・学生の労働者の権利に関する知識の理解状況

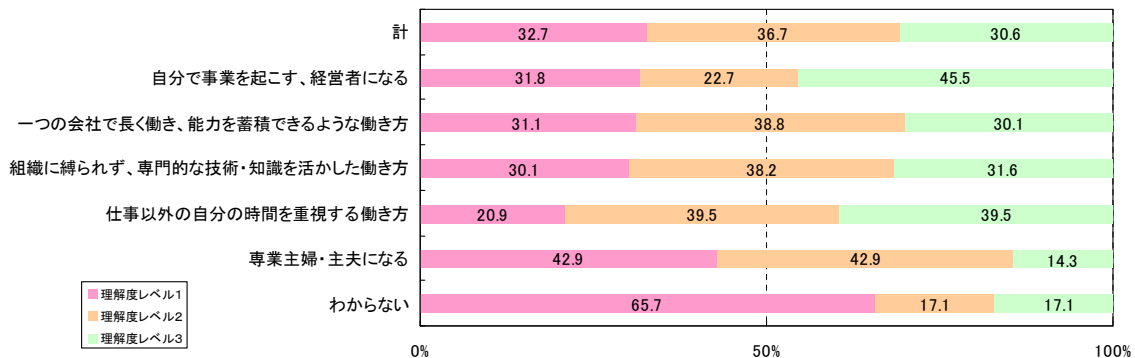
高校生の理解状況を進路別に見ると、進学者と比べて就職者の方が理解度が低い



(出典) 佐藤博樹・高橋康二「労働のセーフティネットを使いこなすためには何が必要かー労働者の権利に関する理解に着目してー」(『若年者の就業行動・意識と少子高齢社会の関連に関する実証研究(平成16年総括研究報告書)』、厚生科学研究費補助金政策科学推進研究事業、2005)

生徒・学生の理解状況は、将来希望する働き方が分からないと考えている方が理解度が低い

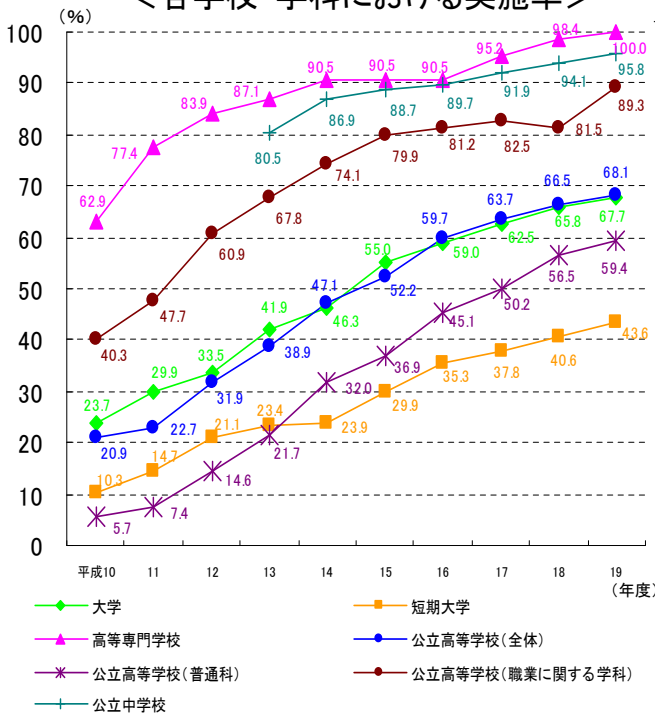
「20歳代後半から30歳頃になったときに、どのような働き方をしたいか」という問に対する回答と、理解度の関係について



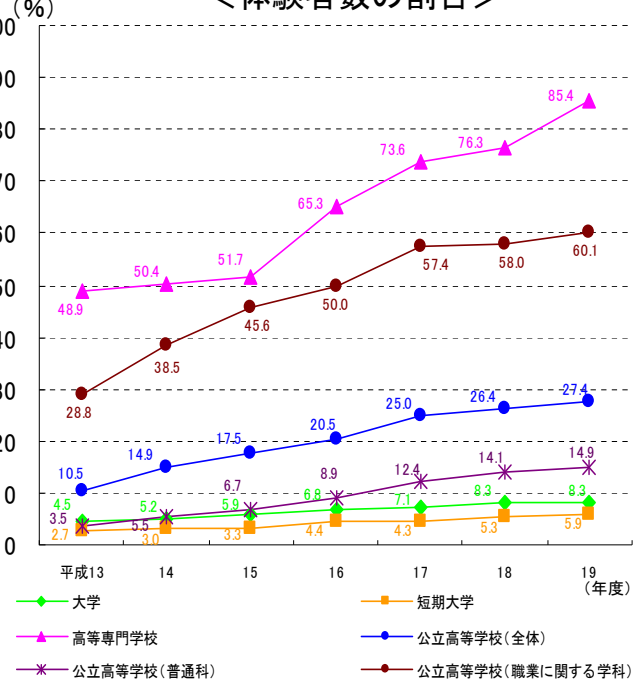
(出典) 厚生労働省「労働関係法制度の知識の理解状況に関する調査」(平成20年)

職場体験・インターンシップの実施状況

<各学校・学科における実施率>



<体験者数の割合>



※公立高等学校については全て全日制における実施率

資料: 中学校、高等学校は、文部科学省(-H16)、国立教育政策研究所生徒指導研究センター(H17-)公表資料
大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学省公表資料

※公立高等学校については全て全日制における体験者数の割合
※高等学校については、3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数とし、3年生全体に占める割合。
※大学については、その年度の卒業生数を母数として内閣府において推計(短期大学、高等専門学校についても同様に推計)。
※中学校のデータは存在せず。

資料: 高等学校は、文部科学省(-H16)、国立教育政策研究所生徒指導研究センター(H17-)公表資料を基に作成
大学、短期大学、高等専門学校は、内閣府「青少年白書」を基に作成